

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(6月16日)
(第7号)

第7号
6月16日

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第7号

○平成27年6月16日（火曜日）

議事日程（第7号）

平成27年6月16日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 諮問第1号
〔委員長報告、採決〕
- 第3 意見書案第4号
〔討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 諮問第1号
- 日程第3 意見書案第4号

会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 51名
- | | | | |
|---|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 芳野 | 正英 |
| 2 | 番 | 中瀬古 | 初美 |
| 3 | 番 | 廣 | 耕太郎 |
| 4 | 番 | 山内 | 道明 |
| 5 | 番 | 山本 | 里香 |

6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡
31	番	小林	正人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児

34	番	中 嶋	年 規
35	番	奥 野	英 介
36	番	今 井	智 広
37	番	長 田	隆 尚
38	番	舘	直 人
39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井 隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野 勉
書 記 (議事課主査)	藤 堂 恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	植田隆
危機管理統括監	渡邊信一郎
防災対策部長	稲垣司
戦略企画部長	竹内望
総務部長	稲垣清文
健康福祉部長	伊藤隆
環境生活部長	高沖芳寿
地域連携部長	福田圭司
農林水産部長	吉仲繁樹
雇用経済部長	廣田恵子
県土整備部長	水谷優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井敬子
雇用経済部観光局長	田中功
雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長	西城昭二
企業庁長	松本利治
病院事業庁長	加藤敦央
会計管理者兼出納局長	中川弘巳
教育委員会委員長	前田光久
教育長	山口千代己

公安委員会委員長

警察本部長

谷川 憲三

大賀 眞一

代表監査委員

監査委員事務局長

福井 信行

小林 源太郎

人事委員会委員長

人事委員会事務局長

楠井 嘉行

青木 正晴

選挙管理委員会委員長

宮 寄 慶一

労働委員会事務局長

田 畑 知治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る6月8日、健康福祉病院常任委員会に付託いたしました諮問第1号について、審査報告書が健康福祉常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第4号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
諮問 1	諮問について

本委員会において、上記の諮問を審査の結果、下記のとおり答申すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

記

本件は、審査請求を棄却すべきである。

平成27年6月8日

三重県議会議長 中村 進一 様

健康福祉病院常任委員長 石田 成生

意見書案第4号

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案

上記提出する。

平成27年6月12日

提 出 者

藤 田 宜 三

稲 垣 昭 義

北 川 裕 之

前 田 剛 志

三 谷 哲 央

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法などの改正を行う平和安全法制整備法案と、他国の軍隊等に対す

る協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法案を提出した。

戦後70年間、平和憲法の下で、我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとするなど、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

平和安全法制整備法案では、昨年7月に閣議決定された、武力行使に関する「新三要件」に基づき、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、自衛隊の出動を認めているが、国会での議論を通じて、その要件が曖昧であり、歯止めとして機能していない。

これらの法案では、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

また、これらの法案について、世論調査において、国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、去る6月4日に開催された衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員から、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について、憲法違反であるとの指摘がなされた。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任がある。

以上のことから、本県議会は、政府に対し、世論の把握に努め、これらの法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明を行うとともに、今の通常国会での改正法の成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣
防衛大臣

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。33番 津田健児議員。

[33番 津田健児議員登壇・拍手]

○33番（津田健児） 自民党の津田健児でございます。今日も教育の話をさせていただきますが、今回は教育長には答弁を求めませんので安心して聞いていただきたいと思います。

では、始めさせていただきますと思います。

今回の知事選挙において知事の演説を聞いた人から、1丁目1番地は教育だと知事が熱っぽく話をしていたとの声をたくさんの方からお聞きしました。多くの県民が知事の教育への考え方に賛同していたと思います。今から質問させていただくのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う幾つかのことをお聞きするわけですが、県民の教育に対する思いを共有し、その思いを背負って当選した鈴木知事が三重の教育をリードするためのこのたびの法改正であってほしいと思います。

今回の改正は、教育の政治的中立性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、国の地方に対する関与の見直しや、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などがありますが、そもそもの法律改正の趣旨は、地方公共団体の長が新教育長を議会の同意を得て任命することや、総合教育会議を設けなければならないこと、教育施策大綱を定めなければならないこと等を考えると、首長と教育委員会との連携の強化のみならず、首長の教育行政のリーダーシップを期待するものであると思います。

そこで、まず、山本勝議員や大久保議員の答弁と重複するところが多いかもしれませんが、このたびの法の改正の趣旨を踏まえ、知事の考え、覚悟に

ついてお聞きしたいと思います。また、総合教育会議の事務局を教育委員会ではなく知事部局に置いた、これは三谷議員と考え方が逆かもしれませんけれども、その理由と、教育ビジョンと教育施策大綱との関連性、この3点をお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3点御質問をいただきました。順次、答弁したいと思います。

まずは、今回の法改正の趣旨を踏まえての今後の思い、それから、総合教育会議の事務局を教育委員会ではなく戦略企画部に置く理由、この2点について連続して答弁させていただきます。

今回のいわゆる地教行法の改正は、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の首長と教育委員会との連携の強化などの趣旨で行われました。この改正により、首長と教育委員会が教育行政の基本方針や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場として総合教育会議を設置することとされ、また、首長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である教育施策大綱を定めることとなりました。

既に、この改正法の施行に先立ち、待ったなしの教育課題を先行的に議論するべく、総合教育会議の準備会議を4月1日より前に2回開催するとともに、4月1日に総合教育会議を設置し、これまでに会議を2回開催する中で、大綱の内容等について意見交換を行ってきたところです。

先日の代表質問での答弁と重なる部分もありますが、私は、政治の大きな役割はそこに住む人々の希望をつくることだと考えています。そして、そうであるならば教育は、子どもたち自体が地域にとって希望そのものであるだけでなく、子どもたち自身の希望をつくるという意味でも最も重要な政策分野だと確信しています。したがって、今回の法改正も一つの契機として、より一層当事者意識を持って主体的に教育行政にかかわり、子どもたちの学力及び体力の向上をはじめとする諸課題について、教育委員会と一緒に的確に

対応していきたいと考えています。

リーダーシップの発揮の具体的な部分については、まず、大綱を策定し、私の教育に関する大きな方針を明確に打ち出すことで、教育委員会との間で教育政策の方向性を一層共有し、一致して執行に当たっていきます。

また、学力や体力の一層の向上に向けて、県内外の学校現場を直接訪問し、子どもたちの様子や学校の現状を把握する中で、スピード感を持って改善に取り組んでいきます。

加えて、県においては、教育委員会の所管する公立学校教育以外にも、就学前教育、高等教育、生涯学習など、各部署が様々な教育・人づくり施策を進めていることから、戦略企画部にひとづくり政策総括監を新設し、私のリーダーシップのもとで、これらの施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進することとしています。

総合教育会議の事務局を戦略企画部に置いた理由についても、まさにこうした教育・人づくり政策の全体最適の確保を知事部局で担うためであるとともに、そもそも戦略企画部はトップマネジメントを支えるということで設立されている組織でありますので、私の思いを教育・人づくり施策にしっかり反映していきたい、そういう思いから戦略企画部に設置をいたしました。政治的な中立性には当然配慮しつつも、私は、繰り返しになりますが、とにかく子どもたちのためと、そういう強い思いを持って教育行政にかかわるとともに、教育委員会との意思疎通を密にしながら県全体の教育施策の質を総合的に向上させていく決意であります。

そして、3点目、教育ビジョンと教育施策大綱との関係です。

まず、知事が定める大綱は、県の教育政策の根本となる方針を、重点的に講じる施策を含めて示すものであり、その対象範囲は、就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで、人の生涯にわたる教育全般に及びます。

一方、教育委員会が策定する三重県教育ビジョンは、教育施策に関する基本的な指針と具体的な取組内容を示すものであり、その対象範囲は、教育委員会の所管である学校教育を中心とした分野や、多様な主体と連携して推進

する分野とされ、高等教育、生涯学習等は対象範囲に含まれません。

教育施策大綱と教育ビジョンは、大綱のほうが県全体の教育政策の根本的な方針をより広い範囲で示していることから、総合教育会議での協議結果を踏まえ、知事が大綱を策定し、その理念等が現在策定中の次期三重県教育ビジョンの骨格部分に反映されていくこととなります。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。知事の教育に対する並々ならぬ思いを聞かせていただきました。

昨年度、準備会を2回開いたり、今年度、月1回のペースで開いていただいております。他県の方々と話をしても、うちは準備会は開いていないだとか、うちは3カ月に1回ですよだとか、もう教育施策大綱をつくっちゃっただとか、そういう県もありまして、他県と比べると、やっぱり知事、教育委員会のこの改正に対するアクションというのは非常にスピーディーで充実しているものではないかなというふうに思わせていただきました。

また、大綱と教育ビジョンの違いでございますけれども、教育ビジョンより大綱のほうで、就学前の教育から生涯教育、社会教育ということで、幅が広く時間軸も広く、そういう観点から教育を受けとめて、これから一生懸命やっていくと。大きな方針を打ち出す大綱でございますのでしっかりとやっていただきたいなと思うわけでございますが、そこで、最近、私、心配なことが二つございまして、それは、教育委員会からこのたび併任という形で3名の方が戦略企画部に移っていらっしゃるわけでございますが、その方だとか、あるいは教育委員会の職員の方からこういうことを聞いてちょっと心配になりました。二つありました。

一つは、この大綱というのは、教育委員会と知事がいろいろ、けんけんがくがくの議論をして一つの方針を打ち出していくものでございますけれども、その方が、教育委員会が認めない項目については大綱には入れられないと言うんですね。これから大綱の議論をどんどんしていかなあかん段階の中で、やっぱり教育委員会が認めないものは大綱に入れないんだと。

確かに、知事と教育委員会によって調整がついた事項については教育委員会は尊重する義務を負うわけでございますけれども、調整がつかなかった場合は教育委員会は尊重する義務がないわけでございますので、そういうことを考えるとやっぱりしっかりと議論をして方向を打ち出していくということは大事なかもしれませんが、この段階で教育委員会が認めないものについては項目として入れることができないということについてはどうなのかということ。

もう一つは、これも教育委員会の職員さんからちょっと言われたんですけども、教育ビジョンをつくらなければならない法律的な根拠の話をちょっと聞かせていただいたんですね。

三重県の教育ビジョンは、教育基本法の第17条第2項に基づいて策定する、教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられています。これは義務ではなくて努力として、県はつくる努力をしなさいという努力規定なんです。これは、教育委員会ではなくて、本来はやっぱり知事部局、知事が策定をしなければならないと私は思っております。

これを数週間ぐらい前に教育委員会の方に聞いたら、これは、法律が求めているのは知事ではなくて教育委員会だと言うもので、あれ、そうだったかなという調べてみたら、教育委員会も県の中の一部でございますので、これは違法ではないわけでございますけれども、本来は、大綱も教育ビジョンも私は知事がつくるべきだと、策定するべきだというふうに思っています。

ちょっと今さら感があって、この前の教育警察常任委員会の中でも当たり前のように教育ビジョンは今年度中につくりますという報告をいただいたわけですが、本来はやっぱり、教育をばんばんどんどん訴えて、その思いを受けて当選した知事ですので、教育ビジョンも大綱も二つともつくっていただきたいと思いますが、それについて知事はどう思われるのでございますか。

○知事（鈴木英敬） 県の教育委員会事務局職員の言葉ということで、津田議員、御紹介いただきました。

まず、1点目の教育委員会が認めなければその項目に入らないと、どの職員が言ったのかわかりませんが、極めて上から目線で、あり得ない言語道断な言葉、大変ゆゆしきことですし、そういうようなことを事務局が言うということは大変遺憾です。津田議員のおっしゃっていただいたとおり、私、山本勝議員の代表質問でも答えましたが、その手法においていろいろ議論はあるかもしれないけれども、議論を尽くして最後はとにかくにも子どもたちのためということであれば乗り越えていけるというふうに思っていますので、無理やりトップダウンでやらせるということはないにしても、しっかり議論をした上で、教育委員会が認めなければ項目に入らないという、そういうことにならないようにしっかり議論をして、子どもたちのための施策を書いていくことにしたいと思います。

それから、教育ビジョンにつきましても、教育施策大綱をつくってあとは教育委員会にお任せ、丸投げみたいなことは絶対しませんので、しっかり中身についても教育委員会とともによく議論をしていきたいというふうに思います。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） ありがとうございます。しっかりと受けとめます。

我々も自民党として、また、三重県の教育を考える会というのが3年ぐらい前からできまして、会長は水谷隆議員でございますけれども、全面的に応援をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃ、次に、教育施策大綱についてでございます。

県民の一番の関心事の一つである学力の向上についてお聞きします。

知事は昨年、総括質疑の中でも学力の向上を大綱の中で上位に位置づけていくなど、政策集でも議会の答弁でも優先順位の高い課題として捉えていただいております。また、教育委員会も総力を挙げて頑張らせていただいていると思います。

ただ、やはり、一つ欠けているのは学力テストの結果の活用ではないでしょうか。これまでも何回もその類いの質問はさせていただいております。

先般も野口議員から、データがきちっと知らされていないとお話もありました。今回の補正予算の学力向上のために民間企業に分析をお願いした事業もありましたが、もちろんプライバシーに配慮した形で結果の情報を提供されていくのでしょうか、では、保護者や地域の方には情報は提供されないのか。少なくとも、これも何回も言わせていただいておりますが、学校内の組織であります評議員、学校関係者評価委員には情報提供されるべきだと考えます。

この点について、知事は大綱にどこまで書き込むことを考えておられるのか教えていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） まず、学力の向上ということについては最重要課題の一つでありますので、位置づけとしては、順番に意味があるかどうかは別としても極めて優先度の高い課題としてしっかり位置づけをしたいというふうに思っています。そして、結果の活用方法について、教育施策大綱でどこまで書けるかは別としても、いろんなこういう活用方法をしていきたいということについては、教育ビジョンに書くなり、何らか、どういうふうに活用していくべきかということについては示していくような形は考えたいというふうに思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 昨年7月17日に文部科学省初等中等教育局長から通知がございまして、やっぱり学力テストの公表については非常にセンシティブな問題でございまして、この通知の中にはこういうことが書かれておりました。どこだったか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、どういうことかといいますと、教育施策大綱の中に学力テストの結果の公表を記載するのは大綱になじまないという記述がどこかにあったんですね。文部科学省もいろいろ気を使っているんだなというふうに思いましたが、じゃ、学力テストの結果の情報を、学校内の評議員だとか学校関係者評価委員に情報を共有していただく、市民、県民にばっと公表するのではなくて共有することはこの通知の趣旨に違反するののかという話を文部科学省に聞きましたところ、そんなこと

はないですよということをお話いただきました。

ぜひとも、大きな方針でございますので私も、知事が言われるようになかなかきちっと書くというのは難しいかもしれませんが、どこかの議論の中だとか、あるいは教育ビジョンの中だとか、また、教育長がコミュニティ・スクールをしっかりと広げていくんだというお話もありましたけれども、コミュニティ・スクールを広めていくということは、その協議会の中に地域の方だとかPTAも多分入っていらっしゃると思いますので、実際問題、情報の共有化をされるということでございますので、そういった部分でしっかりと進めていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきたいと思いますが、初めて私の夢の中に鈴木知事が登場しまして、数週間ぐらい前だったんですが、もうちょっと前だったかな、登場しました。ありがとうございます。初めてでございました。それで、場面はどういう場面かといいますと、自民党の党大会だったんですね。ここで自民党の宣伝をするわけではないんですが、事実そうだったので、党大会の場面でございました。

実際は、知事はお忙しいので、挨拶で語っていただいてそのまま退出ということでございましたけれども、知事の党大会の実際の挨拶の中に、教育、頑張っていますということでございましたが、ハレーションが起きてもやっけていくと、やり切っていくというお話がございました。実際はそこでとまってしまったんですが、私の夢の中では私が知事のほうへ寄って行って、知事、ハレーションって言ったけれどもハレーションってどういうことなのということを夢の中では知事に質問しているんですね。知事にはこっとして言わなかったんですけど、それで夢が覚めてしまったんですね、もうちょっと見たかったんですけども。

今日はその夢の続きをちょっとさせたいと思いますが、言えるところで構いませんので、そのハレーションが想定するもの、その意気込みみたいなものをちょっとこの現実の場で教えていただければなというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） できればハレーションは起きないほうがいいんですけど、先ほど来申し上げているとおり、今議会で申し上げさせていただいているとおり、とにかくにも子どもたちのためということ、学力向上も体力向上もということで最終目的は一致しているはずなのに、手法においていろんな進める、ちょっと具体的にいろいろ言うと手のうちを明かしてしまう可能性もありますので余り言いませんが、手法において、その手法に仮に反発があったりとか反対があったりしても、それは最終目的はこれなんだからしっかり議論をしていこうよと。手法においていろんな議論の衝突とか、そういうことがあったりする可能性もあるのかなというふうに、これからいろんな対策を進めていく中で、あるいは既にとっている対策であってもそれを改善していく中で、あるいはとっている対策でも現場への浸透などの課題の中で、いろんな議論の衝突、意見の衝突というのが、それが表面化したりすることがあり得るんじゃないかというふうに私も思っている部分もあります。最終的には子どもたちのためというので一致しているはずですから乗り越えられると思っていますけれども、その手法における議論における意見の衝突とか、そういうのが若干想定されていますが、具体的にどんなことをとるとばれるとあきませんので。ばれるとあきませんのでというのはちょっと変な言い方ですけども、これからまだ表に出していく議論でない、まだ検討中のものとかもありますので、ここでは具体的なことは差し控えますが、そういう可能性もあるという、そういうことであると考えています。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） やっぱり手のうちを明かしたらあかんで、再質問はこの辺にさせていただきたいと思います。

先日、中嶋議員のサミット関連の話がありまして、そのときにサミット誘致は千載一遇のチャンスだというお話がありました。持っているという話もございました。それを使っていたきたいという話もありましたけれども、三重県の教育の観点から見れば、この鈴木知事の誕生は千載一遇のチャンスだと私は思っております。教育というのは、票にもならんし金にもならんし、

マスコミ的にもなかなか取り扱っていかないけれども、非常に大事なことは皆さんわかっております。三重県の場合は、教育を鈴木知事のようにばんばん訴えて当選するということは至難のわざだと思います。私は教育のことしか持ち上げませんけれども、鈴木知事の誕生こそが私は三重県にとって教育における千載一遇のチャンスだというふうに思っております。ある方から見れば千載一遇のピンチかもしれませんが、ぜひとも、教育を訴えて訴えて言いたくって当選して、皆様方の教育に対する思いをしっかりと受けとめた、また、県民によって与えられた権力というのを子どもたちのために一生懸命使ってやっていただきたいなというふうに思っています。

そこで、教育委員会の委員長にお伺いしたいと思います。先ほども少しお話をさせていただきましたが、例えば教育施策大綱につきましても、教育委員会と知事が調整をされた、同意に基づいた項目については尊重義務を負うと。ただし、同意に至らなかった項目については、教育委員会は言うことを聞かなくてもいい、尊重しなくてもいいということに法的にはなっていますけれども、ただ、先ほど言いましたように、三重県知事、鈴木知事は教育をばんばん訴えました。信任を受けました。それは県民の思いが乗っかっている施策だと思います。政策集も教育についてはたくさん載っております。

ということで、もし仮にこういったケースに至った場合、教育委員会の代表でおられます教育委員長はこれについてどう対応されるのかお聞きしたいと思います。

○教育委員会委員長（前田光久） 答弁申し上げます。

私は、三重県の輝く未来を担っていく子どもたちのためには、家庭や地域も一体となり、県民総意、総参加で取り組むべきとかねてから考えておりました。この考えは、先ほど来、知事答弁の中にもありましたように、教育の充実は全て子どもたちのためという方向性と重なっていると思っております。そんな中での改正法の施行で、知事部局と教育委員会が一体になって施策を進めることには、私はまさしく時を得たなと思っております。

教育委員会としまして、今後ともより一層、子どもたちのために事務局と

議論を積み重ねながら教育行政に取り組んでまいります。そして、このたびの法改正によって、総合教育会議が準備会も含めまして4回催されました。その中では、私たち教育委員としまして、積極的な意見は申し上げてきたつもりです。今後も教育委員の立場としてしっかりと提言申し上げていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 少し私の質問に答えていないのかなという感じがございませうけれども、委員長の時を得たと今まで委員長が思っていたらしゃった、やっぱり県民から選ばれた知事と、失礼ですけれども、委員長、教育委員は県民から選ばれていないわけでございますけれども、そういった方々が一緒になって、子どもたちのためにという目標を一つにして議論をしていくという事は、時を得たという言葉の中にあるように、教育委員長の思いがそこにあるのかなというふうに思っておりますので、何回も知事も言っておられますけれども、子どもたちのために、子どもたちのためにといっても考え方が違うかもしれませんけれども、それを一つにして議論を進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

総合教育会議でございますけれども、会議の公開、議事録の公表にかかわる方法についてお伺いいたします。

先ほど言いましたように、選挙で選ばれた知事が会議を主宰したり教育施策大綱を定めなければならないことは、県民の意向がより一層教育施策に反映されることであり、また、会議の内容や決定されたことが積極的に県民に情報提供されることは、教育行政を今まで以上に県民に身近に感じてもらう絶好のチャンスと受けとめるべきだと思います。教育委員会会議の議事録の公表は努力義務にとどまっておりますが、総合教育会議は基本的に公開であり、議事録は遅延なく作成され、公開されなければならないと設置要綱にも挙げています。また、昨年7月11日、先ほど言いましたように、文部科学省

初等中等教育長の通知には、「総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要であること。」と書かれています。

県民総ぐるみで教育に取り組む姿勢を訴えておられる県がどのように県民の参加意欲が湧いてくるような情報提供やその工夫をされているのか教えていただきたいと思います。

○戦略企画部長（竹内 望） 総合教育会議の議事録につきましては、ホームページを新たに開設いたしまして、配付資料などとあわせて掲載をすることとしております。現在、作業を進めておりますけれども、まだ開設ができていないことについてはおわびを申し上げますとともに、速やかに公表できるように努めてまいります。このようなホームページ等を通しまして県民の皆様様の理解を深め、また、参加意識を高めていくように取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ホームページにつきましては早速、そんなに難しいことではないので公開をしていただきたいと思います。

何かもうちょっとないかなという感があるわけでございますけれども、議会への関与の仕方についてちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、教育施策大綱、知事が定めるものでございますけれども、教育委員会ではなくて戦略企画部だと思いますけれども、会議の中身だとか、もしかしたら中間案だとか、議員が、議会が、これを言いたい、あれも言いたいという、議会の意見を聞いていただけるような議論の進め方がいいのかなというふうに思っておりますので、途中経過等をその都度その都度丁寧に報告していただいて、説明をしていただければなというふうに思っております。

時間がないので次に進ませさせていただきたいと思います。

次に、精神障がい者アウトリーチ推進事業についてお聞きします。

この事業は、受診中断者、自らの意思では受診が困難な精神障がい者、長期入院の後退院した者、入退院を繰り返す精神障がい者の地域生活定着のた

めに、一定期間、保健、医療と生活の支援を包括的に提供することによって、新たな入院、入退院を防ぎ、患者の地域生活が維持できるような体制を構築するための国のモデル事業としてスタートをいたしました。

ただ、平成23年には国のモデル事業で年間2700万円、26年度は地域生活支援事業に移行して予算900万円、今年度は地域医療介護総合確保基金、これは消費税分の基金でございますけれども、移行して、予算額612万円と、年々削減されているのが心配です。ぜひこの事業の内容をよく理解していただいて、支援を賜りたいと思います。

それでは、フリップを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）この事業がどういう事業かと申しますと、まず、医療関係者がチームを組んで当たっていただいております。精神科の先生、それから看護師さん、精神保健福祉士、ピアサポーター、これは、ピアサポーターというのはどういう方かといいますと、現に精神障がい者として通院されている、かかっておられる方、あるいは経験者でございます。ですので、対象者にとってみれば、その悩みだとか苦しみを理解していただいている方でございますので、話を聞いていただきやすいということでこのチームに入っています。そういった方々がチームを組んでいただいて、対象者を選定してそこのお宅へ訪問するというシステムでございます。

対象者はどういう方かといいますと、先ほど言いましたように、治療中断者、精神疾患が疑われる方、ひきこもりの精神障がいのある方、長期入院の後、退院された方、入退院を繰り返す方でございます。

目的は、先ほど言いましたように、訪問をして、話し合いの中から医療や福祉、時には学校へつなげていくという事業でございます。

ここにこういう人がいますよだとか、うちの息子がとか、いろんな機関からの通報によって訪問をしていく医療サービス、行政サービスでございますけれども、最近ちょっと多くなってきたのが、地域包括支援センターの方から連絡があって、そのお年寄りの方から、今までは体力的に余裕があったんだけれども、自分も介護をされる立場になって、なかなか子どもの面倒を見

ることができなくなると。だから、どうしたらええものやという相談を受けるようになったというところでございます。

こころの医療センターで行っているアウトリーチ事業は、これはほぼ訪問看護と一緒にございますので、ですので、訪問するところについては、患者さんが診療を受ける意思があること、また、病院が訪問して行って診療報酬を受け取ることができる訪問先です。ただ、先ほどのアウトリーチ推進事業の特徴は、患者さんが診療を受ける意思がなくても、また、精神病として診断されにくい症状の方でも訪問をして、本人や家族が社会から孤立化していくことを防いでいる唯一の行政サービスです。当然、本人に会うことができずに手紙を置いて去ることもたくさんあるわけですが、本来のアウトリーチ事業は医療や福祉につなげていくことが仕事ですが、患者さんが医療、福祉のサービスを受けることができなくなってもほっておかない唯一の事業です。

なぜこのような制度ができたか、その背景には、親御さんが保健所や病院に相談しに行っても、医療や福祉につながらない現実がたくさん存在するからです。病院や保健所から、行って相談して返ってくる言葉はこんな感じなんですけど、本人に拒否されたらそれ以上は介入できませんとか、お子さんから暴力を振るわれたら警察に行ってくださいとか、本人を説得して病院に連れてきてくださいとか、それができれば相談する必要がないのですが、そうやってその本人や家族は社会から孤立化していきます。また、表には出ていなくても、医療や福祉のサービスが受けられない障がい者が罪を犯し、刑務所に行くケースも数多く存在します。

しかしながら、病院側から見れば、家族が生活をともにすることは不可能なことも承知の上、それどころか、放置をしていたら先々どうなるかも予想がつきながらも、診療報酬が受けられない診療を続け、ボランティアに専念することはなかなかできないのも理解できます。また、対象者が家族に対しても凶暴なのに、病院や保健所などの行政機関がそのリスクを背負う覚悟、勇気は、相当持っていなければ手出しができないのも理解できます。だから、

このアウトリーチ事業は大変意義のある事業で、しかも、家族の方から見れば、頼ることができる最後の行政サービスでございます。

しかしながら、三重県ではこのサービスを受けられるのは鈴鹿市と亀山市だけで、他の地域では受けることができません。また、亀山市、鈴鹿市でも、中心的に携わっていただいている鈴鹿厚生病院が、ある意味、採算には少し目をつぶっていただいている状況で、どちらかという、名誉院長の強い思い入れによって続けられている状況です。

このような状況について、県の認識と今後の対応、方向性についてお聞きしたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 精神障がい者に対する取組について御質問をいただきました。

まず、現状なんですけれども、議員から御指摘もございましたけれども、精神障がい者の中には、症状があっても御自身は精神疾患であるという認識が持てないとか、あるいは、そういったことがあり、家族が気づいても御本人の納得を得られず受診につながらないと、こういった場合も多くなっております。さらに、その家族につきましては高齢化が進行しているとかいうこともございまして、家族の力自体が弱くなっていると、そういう状況もございまして、こういったことから、保健所等の公的機関の関与がますます重要になってきているというふうに思っております。

それで、通常このようなケースにつきましては、保健所や市町での相談に加えまして、各圏域に設けました障がい者総合相談支援センター、これとか、そういった相談機能の充実に取り組んでまいりましたが、それぞれの窓口には御本人でなく御家族が相談に来られることも多く見られるということでございます。

御家族からの相談があった場合は、保健所の保健師等が自宅を訪ね、御本人と面会し、本人の生活のしづらさなどを受けとめながら、必要があれば医療機関につなぐと、そういった支援もしているわけでございますけれども、

御指摘のとおり一度では御本人と会えないということもよくあります。その場合にも家族等と面談を重ねる中で、根気強く訪問を続けると、そういったことで支援につながるケースもあるということでございます。保健所の訪問のみでは支援が困難な場合は、民生委員でありますとか警察署などの関係機関と連携して支援を行っているところでございます。

それで、アウトリーチ推進事業でございますけれども、この事業の背景でございますけれども、これまでの我が国の精神障がい者につきましては、精神科病院で長期的な入院を余儀なくされていたと、その反省から、障がい者の地域生活を維持、支援する施策、これが展開されるようになってきたということと、もう一つは、在宅の精神障がい者、これが、医療に適切につながることができず、御本人とか御家族も苦しんでいると、そういう状況が散見されたということで、先ほど御紹介がありましたような精神障がい者アウトリーチ推進事業というのが始められ、一定の効果が出ているということでございます。

本県におきましては、平成23年度から事業を開始いたしました。実施しております鈴鹿亀山地区につきましては、鈴鹿厚生病院のほうが保健所とか市とか障がい者総合相談支援センター等の地域の機関と連携をいたしまして未受診者等への支援を行っているということで、昨年度までに46人の方を支援し、31名の方が医療機関を受診し、結果として現在は安定した地域生活を送られているということで、また、引きこもっていた方が入院し、治療をされて、退院後、一般就労ができたり、あるいは福祉事業所へ通所できるようになったというようなケースも多く挙がっています。

こうした成果を踏まえまして、他地域へも事業を広めていきたいというふうに考えておりますけれども、精神科の医療機関につきましては医師や看護師が不足していることや、こうした事業の成果が十分に知られていないことなどから、事業を受託いただける医療機関が見当たらないと、そういった状況でございます。

このため、従来からの保健所の訪問等の取組に加えまして、このアウト

リーチ推進事業で対象となりました精神障がい者の方について一定の成果が得られているといったことを、今後は成果を報告する場を設けるなどいたしまして関係機関の理解を促しながら、他地域への拡大について、これも検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 困っていらっしゃる方が大変多くおみえです。四日市の人にもそういった方々の相談を受けました。保健所や病院で聞いたらどうだという話をしたんですけども、なかなか、1回、2回は、保健所の方、行っていただくんですが、それからは続かないだとか、何かあったら警察に行ってくださいだとか、やっぱり自分の子どもなので多少暴力を振るわれても我慢されている家庭というのはたくさんありますので、そういう意味において、鈴鹿・亀山市外でも県下平等に公平にそのサービスが受けられるように、予算の都合上もありますけれども、頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、精神障がい者の入院の形態は幾つかあるわけですが、主に措置入院と医療保護入院があります。措置入院は、患者になる方が自傷他害のおそれがあるということと、精神保健指定医2名による診断で入院する必要がある場合、本人の同意を得なくても警察官の立ち会いで自宅まで訪問し、入院をさせる制度です。医療保護入院は家族の同意と精神保健指定医の診断によって入院する制度ですが、実際は本人への説得が必要です。

ですので、警察官の立ち会いについては、大変失礼なところかと思いますが、それぞれの交番、派出所によって違うようでございますので、ですので、何かあった場合に備え、警察官の立ち会いが必要だと思いますが、統一された対応についてお願いをしたいと思います、これについてどう思われるでしょうか。

○警察本部長（大賀眞一） お答えします。

医療保護入院に関する警察官の立ち会いでございますけれども、医療保護

入院に関しましては従来からも、関係機関等と連携を図りながら、対象者が非常に暴れられたりして自分を傷つけられる、あるいは他の方に害を及ぼすおそれが高いといったことなど、対象者宅への臨場の必要性が認められる場合には、危害防止のため警察官が立ち会いを行っているというところであります。

県警としましては、関係法令に基づきまして、県でありますとか保健所、病院等の関係機関と連携しながら、個々の事案に応じて警察官の臨場の必要性を総合的に判断し、対応をしていきたいと考えております。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） 個々の事案で判断をするということは、行くか行かないかの判断はアウトリーチの担当の方ではなくて警察で判断していくということでございます。多少仕方がないのかなというふうに思いますけれども、先般、大阪で、本当かどうかわかりませんが統合失調症と言われる方が、エレベーターの前で、1歳になる赤ちゃんの前で殺害をしたとか、あるいは、神奈川県でひきこもりの子どもが生活態度を親から注意されてかっとなって、お母さん、おばあちゃんを殺したとか、そういうケースは表には出ていなくても多々あると思います。ですので、対象者といっても警察官が今持っている情報というのはアウトリーチの方々から見れば大変薄いものであろうと思いますので、その判断というのは、お医者さんや看護師さんや精神保健福祉士の方々が、患者さん、対象者さんの性格だとか、あるいは介護をしている方の体力的な面を含めて議論して警察に要請をすることなので、きちっと対応していただきたいなと思います。

隣の奈良県でアウトリーチ事業を進めておられる担当者の方に聞きましたら、奈良県の場合はしっかりと警察署で対応していただけると言うんですね、交番や派出所じゃなくて。三重県の場合は、警察署では対応できないと、だから、交番へ行って、派出所へ行って、お願いをしたら同席してくれる人もおるしてくれないところもあるので、ですので、統一的な対応を要望したいということと、口で言っておっても仕方がないので、アウトリーチという

のは先ほど言いましたように、いろんな地域の方々、民生委員や自治会長も含めてチームを組んで、そういった方々が孤立していかないためにチームを組んで頑張っているのです、一度オブザーバー的にちょっと参加をしていただくことをお勧めしますが、それについてはどう思われますか。

○警察本部長（大賀眞一） アウトリーチ事業に関しましては、基本的には県のほうでやられている事業でございます。ただ、個人の生命、身体、あるいは財産の保護に任じる警察といたしましては、個々の事案に応じて的確に対応したいと思いますけれども、オブザーバー参加云々ということもございましたが、通常、いろんな段階で保健所等と連携はしておりますので、いろんな要請があれば考えたいと思います。ただ、精神保健福祉連絡会というのがございまして、こういったものには警察署の参加もしていると、このように承知しております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 個々の事案に対応していただくということでございますけれども、一度話を聞いてやってください。要請があればという話もいただきましたけれども、実際問題、アウトリーチの方々とは三重県警が相談し合っていて、話し合っている形跡が全くございませんので、県警本部長、いろいろ相談を受けている、話し合っていると言いますが、アウトリーチにつきましてはそういう話し合いがなされていないので、個人的でもいいので一度そういった担当の方々のお話を聞いてやってください。

身近な人がそういう人だとか家族がそういう人だということその思いがしっかりと伝わっているんですが、身近にそういう人がいないとなかなか実感として湧いてこないのが、現場へ行って聞いていただきたいと思ったり、また、アウトリーチの設置要綱の中にも、県は関連機関と調整をしていかなければならないというような文章があったと思いますので、県としてもできたらしっかりと協力をしてやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

美しい街路樹の景観づくりでございます。

フリップを見ていただきたいと思います。(パネルを示す)

いろいろとちょっと写真を用意させていただいたんですが、これは、知事、覚えていらっしゃるかどうかわかりませんが、昔、知事が選挙事務所を構えた前の松本街道というところなんです。イチョウだと思えますけれども、やっぱりぶち切りなもので、何の木かわからないような状態でございます。

悪い例を幾つか持ってきました。(パネルを示す)ぶち切りされた格好の悪い木でございます。(パネルを示す)これもそうです。

(パネルを示す)最後に、適当に、ああ、きれいだなと思った写真を持ってきたんですけれども、きれいだねということでございます。

このように、県内の沿道沿いには身近な緑を増やすために街路樹が植えられていますが、先ほどの写真のように、枝、幹ごと根こそぎ伐採されて惨めな姿をさらしている、いわゆるぶち切りの街路樹を見ることがあります。これも地域住民の要求でありまして、民度のあらわれかもしれませんが、まち、道路の景観を損ねている現実があり、非常に残念でなりません。また、子どもの自然に対する感性を育むという意味においても、過度な伐採は感性や美的センスの貧困につながるのではないかと考えております。

特に欧米や先進国において、このように街路樹を丸裸に切ってしまう国を私は見たことがありません。ですので、来年サミットには間に合わないかもしれませんが、風光明媚な三重の自然の景観を満喫していただく欧米の方々をがっかりさせることがないように、街路樹の景観に配慮していただきたいと思います。北海道洞爺湖サミットでは花いっぱいにして訪問客を迎えたようでございますが、三重県は、花、木によるお出迎えの中身の議論はこれからですが、サミットを機に街路樹の景観も大事にしてもらいたいです。

そこで、美しい景観を形成するために、街路樹を丸裸に切らないようにする、住民からそういう要望があっても景観を守る重要性を理解していただく努力をすべきだと考えます。

これから質問なんですが、一つは、県民のクレームの大小によって、それぞれの建設事務所や路線ごとに基準がばらばらになりがちでございますが、

都市景観や緑化政策に対し専門的な知識で木の伐採を計画的に統一された監督指導をしていただくため、職員の研修の充実、できたら職員の配置をお願いしたいと思います。これが一つ。

もう一つは、どうしても安い予算で、短い期間でという条件で仕事を発注してしまいますと、やっぱりぶち切りにならざるを得ない、草刈りの作業みたいになってしまいますので、発注の方法、仕様書の工夫、もしくは総合評価方式を含め御検討をしていただきたいと思います。県土整備部長にお伺いいたします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、街路樹の剪定についてお答えをいたします。

県管理道路にある多くの街路樹は、限られた敷地内に植樹されているため、通行車両や歩行者などの安全の観点から必要な道路空間を確保するため、剪定の際に大部分の枝葉を伐採しています。

一方で、無電柱化や歩道の修景化などを通じて景観に配慮した道路整備にも取り組んでいるところです。景観への配慮については、平成22年度に策定した三重県公共事業等景観形成ガイドラインに基づいた研修を行うことにより、職員の意識の向上を図っているところです。

今後は街路樹の剪定についても、業務を担当する職員に剪定に関する研修の受講を促し、専門的な知識を持った職員の育成に努めてまいります。

また、街路樹の剪定業務は、造園業登録業者を対象に一般競争入札で、いわゆる価格競争により委託業者を選定しています。業務の発注方法についてはどのような方法が可能であるかについて、関係団体とも意見交換をしながら検討していきたいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○**33番（津田健児）** ありがとうございます。

道というのは、物、人が行き来する、これが一義的な目標でございますけれども、やっぱり景観というのは非常に大事だなと。道を見て、道路を通っ

て、豊かさを結構感じる事ができまして、もうかれこれ20年ぐらい前になりますけれども、海外旅行でロサンゼルスに行ったときに、海外に行ったとき、どこでもそうだと思いますけれども、アメリカなんかはフリーウエーへ行くと片道5車線ですし、また、まちにおりますと歩道も広いですし、芝も植えてあったり木が植えてあって、本当にアメリカという国は豊かだなと初めてそのとき思いました。そのときに、よく日本はこの国と戦ったなということをした思い出があるわけですが、やっぱり、道を見て豊かさを体感する、豊かさを感じるころというのは多々あるかというふうに思っております。

先ほど部長のほうから、造園協会、造園の関係者の方々と相談しながら進めていくということですが、しっかりとその話を聞いてやっていたきたいというふうに思います。造園業に携わる方々というのはいろんな資格や勉強をしております。でも、仕事の出し方が安くてこの期間でと言われると、私もできるようなこのぶち切りにならざるを得ないんですね。やっぱり造園業の方々もせっかく勉強して資格を取っておりますので、県民から、市民から見て、ああ、この道、本当にきれいだなというふうに言ってほしいというふうに思っています。だから、美しい街路樹というんですか、美しい三重県の景観づくりにつながるような仕事の出し方、総合評価方式はなかなか難しいかもしれませんが、仕様書を変えていただいたり、美しい景観づくりにつながるような仕事の出し方の工夫を相談しながら構築してやっていただきたいというふうに思っております。

いろいろとお話をさせていただきましたが、知事、頑張ってください。一生懸命私も応援しますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。これで質問を終結します。（拍手）

○議長（中村進一） 23番 津村 衛議員。

〔23番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○23番（津村 衛） おはようございます。新政みえ所属、尾鷲市・北牟婁郡

選出の津村衛です。議長のお許しをいただきましたので、早速一般質問に入らせていただきます。

これまでも、私は一般質問において、違法操業対策や漁業の振興について取り上げさせていただきました。早い者勝ち、とった者勝ちの従来の漁業のシステムが限界に来ており、漁業振興や持続可能性を考えれば、個々の漁業者や漁船で漁獲をできる量を制限する個別漁獲枠制度へ移行する資源管理の抜本的な改革や意識改革が必要であると私は強く認識をしています。

今回は、現在、窮地に立たされていると言っても過言ではないほど経営が厳しい養殖漁業について質問をさせていただきます。

2012年の世界の水産物の生産量は、天然の水産物をとる漁獲と育てる養殖を合わせて1億5800万トンで、その内訳は、淡水と海水を合わせた総漁獲量は9130万トン前後で、漁獲量は近年頭打ちの状況で横ばいに推移しております。逆に、淡水と海水を合わせた養殖の総生産量は6660万トンで、養殖生産量は年々増加をしております。

ここで、参考に資料を見てください。（パネルを示す）この表は2009年までのものですが、表からもわかるように、天然の漁獲量が横ばいであっても養殖の生産が年々増加しているということで、トータルの水産物の生産量は増加しているというのが世界の流れであります。

現在、水産資源は持続できる限界近くまで世界中で利用し尽くされていると言われております。特に海洋漁業については、資源の多くが開発され、持続的生産の上限近くまでの漁獲量に達していると言われており、今後は、天然の魚の漁獲量に大幅な伸びは期待できないと言われております。

しかしながら、中国を中心に世界各国で魚の消費が増加しており、天然の魚の漁獲量が増えない以上、当然のことながら、世界的には養殖への期待や依存が高まり、養殖の生産が急激に増加をしております。昨年2月に発表された報告では、2030年までに世界の食用の魚の3分の2近くが養殖になるとまで報告をされています。

一方、日本国内の水産物の生産量はどうなっているかといいますと、世界

のトレンドと比べると大きく違ってきています。

2枚目の資料を御確認ください。(パネルを示す)天然の漁獲量は、1984年、昭和59年の1160万トン进行ピークに激減し、2009年には420万トンと、約25年間で半分以下にまで減少をしている状況です。養殖の生産量は、1984年の120万トンから現在までほぼ横ばいであり、トータルの水産物生産量は激減というのが日本の現状であり、1枚目の世界の生産量の推移と、2枚目の日本の生産量の推移を見比べていただければわかりますように、世界と日本の流れは必ずしもリンクはしていません。

養殖への期待と依存が高まり、世界の養殖の生産量は激増しているにもかかわらず日本で養殖生産量が横ばいなのは、魚価の低迷や養殖の餌である飼料価格の高騰などが主な要因であると言われており、このままの状況が続けば、日本の養殖漁業の存続も危ぶまれています。

養殖の餌の主な原料は魚を粉にした魚粉であり、魚粉の原料となる魚はカタチイワシ、アンチョビが主体です。ペルーやチリが輸出国として世界シェアの半分近くを占めています。対して輸入国は、日本を含めて、中国、ノルウェー、ドイツ、台湾などが上位にあり、特に中国は全体の40%近くを占めており、魚粉の国際相場は中国の動向に大きく影響されている状況であります。

日本の魚粉の消費量は、2009年ですが、漁業養殖用の餌の原料として18万5000トン、漁業養殖以外の餌の原料として14万8000トンで、合計しますと年間33万3000トンの魚粉を消費しています。そのうち、約28万トンを輸入により賄っている状況であります。

2006年には、原材料となる魚が減少したことなどにより中国の買い付けが一気に高まり急騰したことや、また、最大の輸出国であるペルーが漁獲制限などにより魚粉の価格が高騰したことなどで、魚粉のほとんどを輸入に頼っている日本では養殖漁業に大打撃を与えました。

県内の養殖マダイの価格の推移を見ても、1キロ当たりの浜値は、平成元年では1500円程度だったのが年々減少し、数年前には850円に、現在

では640円まで魚価が下がっています。養殖にかかる費用のうち、餌代が占める割合は約8割であり、ほとんどが餌代であります。魚価は下がり、餌代は高騰するということが経営が非常に厳しく、県内の養殖生産量も養殖業者も減少し続けています。

この養殖餌の価格高騰に対して唯一国が実施している支援策に漁業経営セーフティーネット構築事業がありますが、一定の効果はあるものの全てをカバーできるものではなく、依然として厳しい経営状況が続いており、さらなる支援や抜本的対策を求める声が県内各地から上がっています。

養殖餌の原料である魚粉を輸入に頼っている以上、常に価格の変動や他国の状況に左右されてしまい、安定した経営ができません。このままでは、全国的にも恵まれた養殖漁場であり、養殖漁業の先進県であった三重県の養殖漁業が壊滅的になり、後継者もいなくなってしまうのではないかと危惧をしているところであります。

短期的には餌価格の高騰に対する直接支援や助成制度が有効的であるとは思いますが、中長期的な取組として、養殖餌の魚粉の割合を低減した低魚粉飼料の研究開発を進めることが喫緊の課題であると考えます。

養殖餌は、たんぱく質である魚粉、脂肪分の魚油、糖質のでん粉を三大栄養素として配合されていますが、現在では、魚粉にかわるたんぱく質として植物性原料に注目をして低魚粉化の研究が行われていますが、従来の養殖餌は魚粉の割合が5割から6割程度でしたが、近年では研究も進み、3割から4割近くまで魚粉の割合を下げることに成功したという成果も出ているというふうにお伺いをしています。

以上、少し長くなりましたが、まず、県として養殖餌の高騰対策について今後どのように取り組んでいくのか、また、具体的な対策の一つとして低魚粉飼料の研究や、今後の取組などについても含めてお聞かせをください。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） ただいま御質問のありました養殖漁業の振興の中で、養殖用配合飼料の高騰対策、さらには低魚粉飼料の研究開発について、

2点についてお答えを申し上げます。

県内の魚類養殖は熊野灘沿岸でマダイを中心に行われ、平成25年の生産額は70億円と、重要な漁業の一つです。

魚類養殖で使用される配合飼料については、議員も御指摘のとおり輸入魚粉が多く使われていますが、輸入魚粉の原料であるペルー産カタクチイワシの漁獲制限等により輸入魚粉価格が上昇しています。そのため、配合飼料価格も高騰しており、餌代が経費の大部分を占める魚類養殖業者の経営を圧迫しています。

そこで、県ではマダイ等の養殖業者の持続的かつ安定的な経営を図るため、今年5月20日ですが、農林水産省に対し、飼料価格高騰の際に支払われる、議員の御指摘もありました漁業経営セーフティーネット構築事業の補填金の引き上げや、配合飼料の原料となる国産魚粉の確保に対する支援を要望してまいりました。

また、魚粉の使用料を減らしたり、あるいは魚粉を使用しない配合飼料の開発は、魚類養殖業にとって重要な課題となっており、県では以前から、魚粉の割合を下げた低魚粉飼料の開発に取り組んでまいりました。

平成26年度に実施しましたマダイを用いた室内水槽実験では、米ぬか等を添加した低魚粉飼料であっても通常の配合飼料と遜色なく成長をいたしました。魚粉を大体50%から20%に下げ、その分30%は米ぬかを入れる、このような実験でございますが、この成果を受け、現在は実際の養殖環境に近い海上での飼育試験を行っています。

こうした研究に加え今年度からは、国、東京海洋大学、東北大学、長崎県、愛媛県の各研究機関と共同で、大豆油かす等を添加した低魚粉飼料を用いたマダイ飼育試験も行うこととしています。

水産庁からは、魚粉価格の高騰の主な原因となっていますペルーの漁獲制限が平成27年4月9日に解除された、こういったことから、秋以降には輸入魚粉の価格が安定する見込みであるという情報も聞いています。

今後も配合飼料価格の推移等を注視するとともに、中長期的な配合飼料価

格の上昇に備え、低魚粉飼料の開発など、養殖漁業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

まずは国に対してさらに補填してもらうようにということで要望を上げていただいているということとともに、国、あと大学と一緒に研究して、これからも進めていただけるということで御答弁をいただきました。

確かに、今年の秋から輸入の価格が安定するのではないかというふうには言われていますが、それはやはりいつと時のことであって、どうしても今後、さらに毎年のように変動してしまうという可能性があります。ですので、やはり研究をさらに進めていくというのが中長期的に考えた中で一番大切なことというふうに思っております。

先ほども低魚粉の飼料についての話をさせていただきましたが、漁業者の中には、低魚粉、いわゆる配合飼料の中の魚粉の割合が低くなると、どうしても餌食いが悪くなるんじゃないかということで、すごく心配されている漁業者の方がたくさんいらっしゃいます。

そういう方々がたくさんいればどうしても、たとえ県がいろいろと研究して成果を出したとしても、県が養殖の飼料をつくるメーカーになるわけではありませんので、やはりその餌を使う漁業者の方がそれを理解して、低魚粉でも自分たちはやっていくよ、使っていくよということがなければ、言うたら飼料メーカーもその餌をつくるのが利益につながらなければつけないということになると思いますので、やはり低魚粉でも魚がしっかりと育つんだよということ。あと、県がいろいろと研究した結果、こういうことができましたよというあたりを、しっかりと養殖業者と、あと飼料メーカーにしっかりと共有していただいて、今後も少しでも研究を続けていただいて、さらなるスピード感を持ってこの難局を乗り越えていただきたいなというふうに思っております。

最初にも言わせていただきましたが、たとえその低魚粉が実現をしたとしても、一定の魚粉というのはどうしても必要になってこようかと思えます。その魚粉は、全国もそうですし、世界も含めても漁獲量が下がっている中で、どうしても輸入に頼らざるを得ない状況であるこの日本を考えますと、やはりどこかで自国産、あるいは県産というのを考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

そもそも1980年代には、国内でマイワシが豊漁だったこともありまして、そのときは国産のミールによる国産魚粉が主流でした。そのときには魚粉の製造業者も各地で増えたというふうに伺っておりますが、マイワシがとれなくなってきた90年代からは国内の製造業者も減少し、現在のように輸入に頼るようになったというのが状況のようです。

ですから、今後も輸入に頼った魚粉を活用し続ける以上は、価格の変動によるリスクを避けることができないと思えます。

ですので、今後は漁獲量の増加が見込めないにしても、例えば県内の水産加工業者からたくさんのがらみが出てくると思います。それを活用して、三重県ブランドとしての魚粉製造も検討すべきではないかなというふうに思いますが、そのことについて御答弁いただきます。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 養殖業者の皆さんからもそういった御要望はあります。それで、先般、5月20日に農林水産省へ要望に参ったときでも、セーフティーネットとあわせまして、そういった、いわゆる地域でとれる低未利用魚であるとか、今まではほっておいた魚とか、議員御指摘のように出ますあらんかを使って、それを今までの輸入魚粉にかえて魚粉にしながらミールにしていくというような、そういった加工施設等の建設に向けてもいろんな要望がありますが、いずれにしましてもかなり投資額の要るものですので、そういったものについても国のほうへそういった制度について要望をしておるところでございます。

いずれにしましても、いろんな格好で、他府県の事例なんかも勉強していきたいと思っています。

以上です。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

確かに、初期投資といいますが、工場をつくるとなると多額の費用もかかりますので、簡単にすぐにはというわけにはいかないと思うんですが、長期的に三重県の養殖漁業をどういうふうに興興していくかという視野に立って考えた中でしっかりとこれも検討をいただきたいというふうに思いますし、県内で出た魚のあらを県内の養殖飼料として使っていく、それで安定した経営につなげていくということは、少し考えますと、やっぱり県内でのいい循環で漁業が振興できるのかなというふうに思っていますので、検討をしっかりとお願いしたいと思います。

最後に、知事にも少し見解をお伺いしますが、三重県の養殖漁業を元気にしていくためにはやはり、どんどん外に営業して、売り出して、もうけていただかなければいけないというふうに思います。世界中で魚の消費量が激増しています。県内外へのPR、あるいは魚食普及という形の取組もやらなければいけないとは思いますが、輸出の促進にも力を入れていただきたいというふうに思っております。今後の知事の養殖漁業の振興についての考え方を伺います。

○知事（鈴木英敬） まさに三重県の水産業にとって養殖業は大変大きな柱でありますし、特に県南部地域の基幹産業の一つだというふうに思っています。先ほど津村議員からは輸出を例にとっておっしゃっていただきましたけれども、輸出、あるいは消費の拡大、あるいは養殖業自体の高付加価値化、こういうものに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

輸出については特に、平成26年度に県独自でやった調査では、例えばシンガポールとかの人たちは脂の乗った魚を消費したいというような意向があるというふうに聞きましたので、三重県で言いましても、ブリとかマダイとかマハタとか、そういう一定の脂の乗ったものを出せるものもたくさんありますし、そもそも養殖は、計画的に生産できる、あるいは品質が安定している、

あるいは生産履歴がしっかりとれるので安全・安心であると、そういうような特徴も持っていますので、そういう特徴とともに輸出の促進に向けてもしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれにしても、そういう形で三重県の水産業にとっての大きな柱である養殖業の振興に、現場の皆さんの意見もたくさん聞いておりますので、取り組んでいきたいというふうに思っています。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） ありがとうございます。ぜひともお願いをしたいと思います。

先ほども少し触れさせていただきましたが、養殖というのは三重県にとって、すごく全国にも先駆けて、真珠のほうからなんですけど、取り組まれてきた、まさしく三重県というのは養殖の漁場としてはすごくすぐれているというふうに伺っております。ぜひとも、先ほどおっしゃられましたように、知事が先頭に立って三重県の養殖漁業をしっかりと支えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、次の質問項目に移らせていただきます。

二つ目の質問は、河川の堆積土砂撤去についてでございます。

河川堆積土砂撤去は、河川の流下能力の回復、洪水被害防止や軽減を図るもので、県民の安心・安全の暮らしに直結する、県民からの要望が非常に強い、県下全域、全建設事務所共通の課題の一つであります。川沿いに住む方々は、大雨のたびに心配で不安な思いをされています。知事も県下各地を回られて実感されていることと思います。

河川堆積土砂撤去については、平成27年版成果レポート（案）にもその必要性や重要性が記載されていますが、昨年度は箇所選定の仕組みを全建設事務所で展開し、撤去を推進していただきました。この箇所選定の仕組みとは、実施方法の考え方や優先度の考え方をもとに、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を選定し、地元の市町と情報を共有するというものであります。

その箇所選定に当たり特に問題となってくるのが優先度の考え方であり、治水の安全度と撤去の実現性を総合的に判断するわけですが、撤去の実現性とは、具体的には処分地の確保ができるかどうかということであり、堆積土砂撤去の必要性が高くても、たとえ地元からの強い要望がある河川でも、処分地の確保ができなければ優先度は低くなり、事業化は難しくなります。そのため、実際は処分地の確保が可能なところからしか事業化できないという状況であり、これが、河川堆積土砂撤去がなかなか思うように進まない大きな要因であると考えます。

成果レポート（案）の平成27年度を取組方向では、箇所選定の仕組みにより、引き続き事業を推進するとともに、砂利採取制度を活用した土砂撤去の促進を図るとして、特に注力するポイントとして挙げられています。砂利の採取制度は、有効活用できる砂利を県にかわって砂利採取業者等に採取してもらうという民間の活力を利用して堆積土砂撤去を進めるという制度であり、一定効果も出ているというふうに向っております。

この平成27年度を取組方向には記載されていませんでしたが、この砂利採取制度以外に私自身が特に注目をしていた取組の一つが民間受け入れ地の公募です。これは、河川堆積土砂や道路工事に伴う残土などの建設発生土を民間の建設工事へ流用したり、民有地に処分するなどの受け入れ地を公募するものであって、従来のように行政と業者間だけではなく、地元住民や地元の自治会など地域としても堆積土砂撤去に協力できる取組の一つであると私は期待をしておりました。

民間受け入れ地公募の昨年度を取組実績も含め、今後、特に注力して堆積土砂撤去を推進するというその意気込みや今後の取組について伺いをいたします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 御質問のありました河川堆積土砂撤去の取組についてお答えをします。

河川堆積土砂撤去については、近年の局地的な大雨の頻発など激化する異

常気象のもと、県民の皆さんや市町から迅速かつ計画的な撤去が求められています。このことから、緊急かつ重要な課題として認識し、みえ県民力ビジョンの命を守る緊急減災プロジェクトに位置づけ、現場の状況に応じて、砂利採取制度を活用する方法、災害復旧として行う方法、そして、河川改修として行う方法、河川維持として行う方法により、鋭意取り組んでいるところです。

議員からも御紹介がありましたように、地元の市町と情報共有をするため箇所選定の仕組みを構築し、毎年の出水期後の堆積状況を踏まえながら優先順位を検討しています。この中でも砂利採取制度を活用する方法については、河川堆積土砂を資源化でき、財政負担が少ない方法であることから、砂利採取者への支援策も講じながら積極的に取り組んでいるところです。具体的には、平成21年度から事前測量や砂利採取箇所のヨシや表土の撤去を県が実施できることとし、平成26年度からは、県が掘削し、河川区域内に仮置きした土砂を砂利採取者が採取することができるようにするなど、支援策を拡大しました。

なお、堆積土砂の撤去に当たっては、先ほど御指摘もありましたように処分地の確保が課題であったため、平成26年度に新たな処分地確保の手法として民間受け入れ地を公募したものの応募がありませんでした。

河川堆積土砂撤去については、平成27年度三重県経営方針（案）における、社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組に位置づけ、推進してまいります。今回の6月補正予算で4億6000万円を計上し、総額7億2000万円としています。

箇所選定の仕組みにより、実施箇所の優先順位を市町と共有しながら、砂利採取制度の活用促進も図りつつ、河川堆積土砂の撤去に努めていきたいと考えております。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） 御答弁をいただきました。

補正で4.6億円予算計上していただいて、しっかりと取り組んでいただけ

るといふその意気込みはすごく感じる事ができましたので、ぜひとも進め
ていただきたいというふうに思いますが、応募がなかったということで御答
弁をいただきました。

平成25年12月の防災県土整備企業常任委員会の小林委員長から、委員長報
告の中でこの河川堆積土砂についても触れられています。県当局からは、残
土処分地の公募の検討など、河川堆積土砂撤去の推進に向けた報告があり、
期待をしておりますというふうに委員長報告されております。私だけではなく、
当時の委員会としても非常に注目をし、期待をしていたということにな
らうかと思えます。先ほど御答弁いただいたように、実績というか、応募が
ゼロであったということに対して、残念ではありますが、そのこと自体を責
める気はありません。ただ、公募の仕方であったり、ゼロであったというこ
とに対してどのように検証されたのか、また、今後も公募を続けていくのか
どうか、そのあたり、御答弁をいただきたいと思えます。

○県土整備部長（水谷優兆） 今後の残土処分地の公募のことについて御答弁
させていただきます。

平成26年度に行った公募では、残土の発生場所や予定量、搬出期間などを
示すとともに、応募できる条件をホームページに掲載し、平成26年9月から
平成27年3月末までの7カ月間募集を行いました。応募条件は、受け入れに
伴い必要となる、例えば農地転用許可や砂防指定地内の作業許可など、関係
法令の申請者が行うこと、また、受け入れ土量が1万立方メートル以
上であること、搬入路が確保されていることなどとしていました。

応募がなかった要因としましては、受け入れ土の利用可能な用途、どのよ
うなところに使える土であるかということが明示されていなかったことや、
受け入れ土量が1万立方メートル以上と大量であったこと、また、募集期間
が短かったことなどと考えております。

引き続き、河川堆積土砂撤去を推進するため、公募の内容を検証し、制度
の改善について検討してまいります。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） ありがとうございます。御答弁いただきました。

いろいろと検証された結果、例えば、募集していた期間が短かったであったり、土が大量であったとかというあたりが原因ではないかというふうな検証をされたというふうにとりましたが、何よりもまず、募集をしていますよということをどれだけの人が知っていたか、ここがまず大切なのかなというふうには思います。実際、常任委員会としても、当時、期待をしていますという委員長報告があったぐらいですから、例えば、公募するに当たって、もちろん県民であったり県議会に対して、こういうことをやりますよということできっかりとPRをしていただけたのかどうかというあたりも気にはなるところですし、この建設発生土の民間受け入れ地の公募要領の第5条では、公募するに当たっては、ホームページ、その他の方法で公募するというふうにあります。先ほどおっしゃられましたホームページでは私も確認はさせていただきます。では、その他の方法ではどのように広報されたのですか。お聞かせください。

○県土整備部長（水谷優兆） 事務所等の掲示等にとどまっていたように思っていますので、そのあたりのことについてもいろいろ検証し、より多くの方からの応募があるように今後取り組んでいきたいと考えております。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） その答弁でわかりました。ホームページ以外はされていなかったということだというふうに理解をしました。

先ほどもお話しさせていただきましたように、どれだけの人がこの公募のことを知るかというのが非常に大切かなというふうに思っております。

一つ、これは福井県の事例なんです。少し紹介をさせていただきたいと思いますが、福井県では先行して、もう数年前からこの民間の受け入れ地の公募をやられております。私もちょっと確認をさせてもらったんですが、これは、福井県も三重県もそうなんです。河川の堆積土砂のみではなくて、もちろん建設発生土ということもありますので、当然、土の質であったり、量にもよって一概には言えないというか一くくりには言えないんですが、福

井県でも取組の当初は応募はゼロだったというふうに伺っています。しかし、福井県として、やっぱりこれは力を入れていかなければいけないからということで、継続してこの事業を取り組んでいただいているそうです。現在では、年度によって多少の増減はあるものの毎年一定の効果があって、募集されるということで実績を残されていらっしゃると思います。

実際に、どのように県民に広報しているんですかと聞いたところ、もちろん県のホームページ、定期的なプレスリリース、県の広報にも載せていますし、県下各地の市町にしっかりと協力を依頼して、地元の自治会の回覧板とかでも回していただいているというふうにお伺いをいたしました。この事業を継続している中で、当初は、発生した場所から直線距離5キロメートルまでは県が費用を負担するというふうな、もともとそういう仕組みだったそうなのですが、地元からのいろんな強い要望もありまして、5キロメートルではなく10キロメートル圏内まで県が費用を負担するということまで、制度そのものがどんどんよくなってきたというふうにお伺いをしております。

ですので、昨年始めてすぐに、当然、1年や2年で効果が出るものではないというふうに思っておりますが、引き続き継続してこの事業を粘り強く行っていただきたいと思っておりますが、そのあたりにつきまして、部長の決意をお願いしたいと思います。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 今御紹介いただきました県の取組についての広報の仕方等も参考にしながら、より多くの方に県の取組を知っていただくための取組を進めていきたいと思っておりますし、堆積土砂撤去がより一層進むために公募には引き続き取り組んでいきたいと考えております。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○**23番（津村 衛）** ありがとうございます。

福井県以外も少し、ちょっと御紹介をさせていただきますが、例えばほかの県では、堆積土砂の有効活用に関する懇談会を開いたり、あるいは検討会を開いたりして、地域の方々と一緒になって、この土があるんだけど何か使える方法はないかというようなあたりを、地域の方々と一緒になってその利

用方法を議論していく、そんな取組もあるようですし、実際に業者の方々に一緒になって現場に行ってもらって、こういう土があるんですよ、これだけの土砂が出るんですよと実際に目で見てもらうことによって、それならあそこに使えるかなというような、例えばどンドンその現場現場で新たな活用にもつながっているというような事例もあるそうです。

河川の堆積土砂ですので、土砂の種類、状態にもよってそれぞれは違いますので、先ほども言いましたけれどくくりにはできませんが、例えば防災の高台公園に使うとか、あるいは、地元からは田畑のかさ上げに使えるんじゃないかというような、私、要望もいただいております。ですので、これまでのように、行政とか業者、あるいは特定の人だけの話ではなくて、地域全体に幅広く県の取組を知っていただいて、地域全体で堆積土砂を少しでも減らせるように、撤去が進むように取り組んでいただきたいというふうに思いますので、引き続きお願いをしたいと思います。

続きまして、三つ目の質問に入らせていただきます。

アクティブ・シチズンについてなんですが、このアクティブ・シチズンについてはこれまでも議会で何度となく取り上げられ、三重県で定着してきたフレーズの一つかなというふうに思っております。

知事2期目就任初の知事提案説明においても、県行政自らの変革を進める中で、県民の皆様にもアクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、日本一幸福が実感できる三重の実現を目指し、政策を推進してきたことや、新しい三重づくりを進める上で、アクティブ・シチズンの意義や協創の必要性はますます強くなってきていると考えますと発言をされております。

これまでの議会の答弁を聞いていますと、アクティブ・シチズンとは、その人の年齢、性別、経済状況、健康状態、障がいの有無などにかかわらず、全ての県民一人ひとりがその能力や特性を生かし、主体的に社会にかかわり、力を発揮し行動することで、新しい価値を創造していくという、自ら行動する県民ということであり、自立したくてもできない人、行動したくても行動

できない人という社会的に弱い立場にある方々も社会全体で支える取組を進め、行政だけでは行き届かないようなサポートをアクティブ・シチズンの皆様の力もかりて進めていくとしています。

自分自身もそうでありたいと思いますし、そのように努力している人たちの支えになっていきたいと思います。知事のアクティブ・シチズンを目指すその思い、願い、目標には大いに私自身も共感をするところであります。

そこでお伺いをいたしますが、平成24年にみえ県民力ビジョンを作成し、これまで様々な取組を通じてアクティブ・シチズンを目指してきたわけですが、知事の実感として県民のアクティブ・シチズン度は向上してきたのかどうか、これまでの取組に加え、今後の問題や課題などをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） アクティブ・シチズンについて御質問をいただきました。答弁させていただきます。

私は4年前に知事に就任し、未来に夢と希望を持つことのできる新しい三重をつくり上げるため、みえ県民力ビジョンを策定し、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念に掲げ、取組を推進してきました。幸福実感日本一の三重は、県の取組だけで実現するものではなく、県民の皆様の力を結集して地域の課題の解決や魅力の向上などに取り組む必要があります。このため、県民の皆様にアクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、協創の取組を推進してきました。

県民の皆様お一人お一人がアクティブ・シチズンとしてこうした三重づくりにそれぞれの立場で参画していただくことが幸福実感の向上につながると考えています。例えば、みえ県民意識調査によりますと、地域活動への参加について、地域活動に参加経験がある層の幸福感が、参加経験のない層よりも高くなっています。これらの三重づくりを進めていく上で、地域課題の解決に向けての県民、企業、団体等の様々な活動をつなぐことや、活動の場づくり、連携の仕組みづくり、活動の様子の情報発信、こういうことなどが県の役割として重要だと考えています。

先ほど津村議員も触れていただきましたように、今申し上げた連携の仕組みや活動の場づくりの中には、自らだけではなかなか立場が弱く社会参画が難しい方も手を携えて、そういう人たちが連携し支え合う仕組み、そういうものも含めているということでございます。こういう形で、現行動計画の中でその具体的なプロジェクトとして新しい豊かさ協創プロジェクトを設定し、推進してきておるところでございます。

また、私自身も100回を超えるみえの現場・すごいやんかトークでは、まさにアクティブ・シチズンとして地域で活躍されている方々の生の声をお聞きし、地域課題の解決に積極的に取り組む県民の皆様が徐々に増えてきていること、また、そうした活動が県民の皆様の生き生きとした暮らしや自己実現につながっていることを実感しております。

今後も幸福実感日本一の三重の実現を目指して、一層、協創を進める必要があると考えており、次期行動計画の策定を進める中で、県民の皆様が積極的に新しい三重づくりに参画していただけるよう取り組んでまいります。

アクティブ・シチズン度については、今申し上げたようなすごいやんかトークなどで実感はするものの、例えば防災で県民の皆さんの防災に対する意識が下がってきていてとか、あるいは、意識は持っているんだけど、例えば家具の固定化とか家の備蓄とかという、そういう行動に結びついていないという部分もまだまだございます。そういう意味では、一定の取組が紹介され、情報発信され、広がっているなどは思いつつも、まだまだ、本当に県民の皆さんが幸福に、そして、安心・安全に暮らしていただくにはまだまだ課題も多いと思っていますし、より多くの皆さんに意識を持っていただくことが必要だというふうに思っております。

今後も、こういう考え方の重要性、そして、抽象的な考え方の理念だけじゃなくて、今申し上げたような、防災ではこうしていただいたらどうでしょうか、あるいは、集落支援ではこういうふうにしていただいたらどうでしょうか、教育ではどうでしょうか、そういう個々の政策の中でもこういう考え方をしっかり定着していけるように訴えていきたいというふうに思います。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

少し、ちょっと意地悪な質問になったかなというふうに思いますので申しわけないんですが、今回、このテーマを選んで私がぜひ知事にも伝えたいなというふうに思った思いが一つあります。アクティブ・シチズンの意義や目的を改めて考えてみますと、「美し国おこし・三重」の取組というのはやっぱり、アクティブ・シチズンを向上させる上において大きく寄与してきたのかなというふうに思っています。誤解をしないように言いますけど、「美し国おこし・三重」の取組を復活してほしいとか事業を継続してほしいという意味ではないんですが、私自身の実感として、「美し国おこし・三重」の事業が終わってから、県と県民の距離感、あるいは連携感というのが少し薄れてきているように、どうしても感じてしまいます。

というのも、美し国おこし事業がやられていたときは県民センターに行っても、地域のおじちゃんやおばちゃんが県民センターに行くと、県の人たちと色々な地域づくりとか今後の活動について色々な相談をしたり、いろんな団体の人たちが出入りをしていました。しかし、美し国おこし事業が終わった後というのは実際のところ、今、庁舎に行っても業者の人の出入りぐらいしかやはり見ることができません。ですので、県民の皆さんにとって、県との距離というのが少し遠くなってしまったのではないかなと、私自身がちょっと心配し過ぎなのかもしれませんが、そういうふうな思いもあります。

当然、今でも地域に入って地域の方々と交流していただいている県の職員もたくさんいらっしゃいます。しかし、「美し国おこし・三重」の評価委員会の委員長報告の中にもあったと思うんですが、この6年間の取組で蓄積された地域づくり団体の持つノウハウや財産などを県庁内でしっかりと引き継ぐこと、地域づくり団体と県の関係部局との連携を進めていくこと、研修や交流の場づくりなど、広域的な地域づくりの支援、地域づくりに対する支援の戦略的な道筋を明示していくことなど、報告をされています。ですので、この報告書の報告内容をしっかりと県として実践していただきたいというふ

うに私自身は思っております。

県のほうから県民を見る視点と、県民から県を見る視点というのは当然違っていて当たり前なのですが、やはり一方通行ではなく双方からの視点を大切にして、アクティブ・シチズンと協創を進めていく、日本一幸福が実感できる三重を目指してしっかりと県民と連携してやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

四つ目の質問は、18歳選挙権と若者の政治参加についてであります。

選挙権の年齢を現在の二十以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が6月4日に衆議院で全会一致で可決され、昨日15日に参議院でも全会一致で可決、明日17日に成立する見通しであります。

年齢が引き下げられるのは1945年に25歳以上から二十以上に年齢が引き下げられてから70年ぶりであり、この法案が成立すれば、来年の夏に行われる参議院議員選挙から適用されることとなります。新しく18歳、19歳の約240万人が有権者となる見通しで、適用後は、国政選挙だけではなく、地方選挙や最高裁判所裁判官の国民審査、地方自治体の首長や議会のリコールを受けて行われる住民投票でも投票できることとなります。

特別委員会では、若年層の政治参加意識を高める政策の充実や、国民への周知を政府に求める附帯決議も全会一致で採択をされています。文部科学省は、公職選挙法を解説した高校生向けの副教材を、秋くらいまでに内容を確定したいという報道もされています。

18歳以上にまで年齢を引き下げることについてのメリットや賛成する意見としては、社会的責任が育つ、若者の政治離れに歯どめがかかる、若者の意見を政治に反映させることができる、国際的に見ても選挙権年齢は18歳以上がほとんど、それに対して、反対する意見としては、社会的経験が浅く、政治的判断能力が乏しい、被選挙権は現状のままなので、選挙権だけ下げても意味がない、そもそも18歳以上の若者が選挙権を望んでいないし、責任が持てないなどの意見がございます。

当然、賛否両論ございますが、この法案が成立する見通しである以上、18歳以上が選挙権を持つ有権者となることを前提に、県の対策について質問をしていきたいと思えます。

まずは、参考までに投票率の推移について資料を見ていただきたいと思えます。(パネルを示す)三重県選挙管理委員会から抜粋をさせていただきましたが、知事選挙の投票率の推移であります。最高は昭和26年の第2回知事選挙で89%、最低は平成4年の第13回知事選挙で37.77%。

次もお願いします。(パネルを示す)次の資料は県議選挙の投票率の推移です。投票率の最高は知事選挙と同じく昭和26年の第2回三重県議会議員選挙で89.1%、最低は本年4月に行われた第18回選挙で49.60%であります。

続けていきます。(パネルを示す)3枚目は衆議院議員総選挙の県内の投票率であります。県内の最高は昭和33年の第28回衆議院議員総選挙で82.60%、県内の最低は平成26年の第47回で56.20%、ちなみに、ちょっと白黒ではわかりにくいと思うんですが、赤の点線は全国の投票率であります。

これには年代別の投票率はありませんが、前回の衆議院議員総選挙の全国の投票率を年代別に見てみますと、20歳代の投票率は約38%、60歳代以上の投票率が70%以上です。これはそのときの政治や社会情勢が大きく影響してきますので、投票率についてはいろんな分析があると思えますが、年々投票率が下がってきているということが言えます。

もちろん、投票に行けさえすればいい、投票率を上げればそれでいいわけではなく、何のために、誰のための選挙なのか、候補者は何を主張しているのか、自分はどう考えているのかを有権者としてしっかりと判断して投票してもらいたいというのが当然大前提であります。まさしくアクティブ・シチズンのようにも思えます。

投票率について様々な研究が行われています。例えば、先ほども言いましたように、60歳代以上の投票率が70%、今の20歳代が38%で、じゃ、今の20歳代の38%の人たちが年を重ねて、例えば50代、60代、70代になったときに、今の60代以上の投票率と同じだけ、70%に拡大しているかという、決して

そうではないという研究もなされているそうです。

当然、年齢を重ねるごとに投票率も若干上がるそうなのですが、要するに、今の投票率のまま年を重ねていっても投票率は余り変わらないという研究結果が出ているようであります。ということは、今の若い世代の投票率をぐっと上げておくということは、1人の有権者としてのその後の生涯にわたっての投票率を上げるということに寄与することになります。

当然、初めが肝心ということだというふうに思うんですが、若者が、投票に行っても行かなくてもいいもの、選挙に行っても、誰に投票しても何も変わらないと思ってしまえば、生涯を通じてその世代はずっと投票率が低いままということになる可能性が高いそうです。

まずは、県として想定される問題や課題の認識、あるいは、学生や既に社会で活躍いただいている18歳以上の若者に対して投票を呼びかける取組が必要になってこようかと思いますが、今後どのように取り組まれるのかをお伺いしたいと思います。また、当然、投票ができるだけではなく、選挙運動にもかかわることができます。ということは、選挙違反という問題も発生してまいります。そのあたりも含めて、選挙管理委員会としての見解をお伺いいたします。

〔宮崎慶一選挙管理委員会委員長登壇〕

○選挙管理委員会委員長（宮崎慶一） まさに津村議員のお示しいただきました先ほどのグラフ、私も見るたびに心が痛んでおるわけなんですけれども、今国会におきまして審議されております公職選挙法の改正に伴いまして、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられる、明日予定されているということでございますが、その場合に、我々としましては、選挙管理事務と、それから投票環境の整備と、新たに選挙権を得ることとなる有権者を含めました若者に対する周知、啓発が課題になると考えております。

まず、選挙管理事務でございますけれども、市町選挙管理委員会におきましては、選挙人名簿、選挙人が増えますので、これが遺漏なく登録するなど、新しい有権者が確実に投票できるようにするための準備が必要となってまい

ります。この点につきましては、市町選挙管理委員会において、確実に実施できますよう助言と、それから、情報提供を行わなければならないとともに、我々県選挙管理委員会としましても選挙の管理執行を適切に行ってまいります。

次に、若者にとって投票しやすい環境を整備するという点が重要でございます。投票所の事務というのは市町選挙管理委員会が行っておりますけれども、例えば、若者が集まる商業施設、それから、新たに期日前投票所を設置するとか、投票環境のさらなる向上に向けた取組につきまして、各市町選挙管理委員会と連携を密にしていきたいと思います。

また、この3月に発表されました総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会というのがありまして、中間報告におきまして、有権者の動向に応じて期日前投票の投票時間を柔軟に設定できるよう検討するなど、現在での技術的・制度的環境も踏まえて、投票環境における制約をどれだけ解消、改善するかというような検討がされておりますので、このような国の動きにつきましても注視してまいりたいと思います。

最近の投票率の低下、特に若者の投票率が極めて低い状況となっていることは、先ほど議員の御説明もありましたように、当日の例えば天候とか、それぞれの地域における選挙の争点とか、様々な事情が総合的に影響するものだと考えておりますので、要因を一概に申し上げることというのは困難であります。冒頭に申し上げましたように大変残念に思っております。

このような情勢の中、若者への周知、啓発につきまして、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられました場合に新たな選挙権を得ることとなる有権者を含めた若者に対して、さらなる政治参加意識の向上に取り組む必要があると思います。

また、国の動きとしましても、総務省が文部科学省と連携しまして、高校生向けの副教材とか、それから指導用テキストを作成するとともに、全国の若者啓発グループとの連携、それから、若年層に対する啓発活動を重点的に実施するという事も伺っております。県選挙管理委員会としましても、

教育機関との連携とか、若者の政治参加意識の向上に取り組んでいく予定で
おります。

加えまして、新たに選挙権を得ることとなります有権者を含めた若者への、
周知、啓発でございますけれども、先進的な取組を行っている他の選挙管理
委員会の事例も参考にしながら、様々な媒体、メディア、情報発信など、若
者の目線に合いました取組も行っていく予定でございます。

それとともに、若者啓発グループとの連携でございますけれども、教育機
関の出前授業とか、大学祭への出展とか、それから、若者向けの選挙講座と
いったこれまで行ってきた若年層に対する啓発活動も、さらなる充実、拡充
を図りながら進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、県選挙管理委員会としましては、選挙管理事務と、
それから投票環境の整備とともに、投票率向上に向けました若者への周知、
啓発につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

[23番 津村 衛議員登壇]

○23番（津村 衛） ありがとうございます。何か、声を聞いていると優し
い気持ちになってまいりました。

本当はいろいろと知事にもできたらコメントをいただきたいなというふう
に思っておりましたが時間が参りましたので、これをもちまして私の一般質
問を締結させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。19番 石田成生議員。

〔19番 石田成生議員登壇・拍手〕

○19番（石田成生） 自民党の石田成生でございます。通告に沿って順次質問いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、公職選挙法と選挙管理委員会の関係についてというタイトルでお尋ねをしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今年の統一地方選挙が終わってから、早くも2カ月以上がたちます。次の平成31年の統一地方選挙まで、もう既に24分の1が過ぎたということになり、4年間の過酷なレースがまたもう既に始まっているということでございます。結果が出て、改めてその厳しさを感じさせられました。

落選された方が当選された方と比べて何が違うのか、投票いただいた数が違うから落選をしたのですが、当選者と同等か、それ以上かもしれない情熱、信念、覚悟を持って選挙に臨まれ、たくさんの支持者に支えられています。それでも、立候補者が定数を上回った場合、必ず誰かが落選をします。その厳しさを改めて感じました。

さて、公職選挙法と選挙管理委員会の関係についてという通告をさせていただきましたが、県議会場で問題や課題を指摘しても法律を変えることはできませんが、有権者の皆さんの記憶が新しいうちに、問題提起として選挙管理委員長とやりとりをさせていただきたいと思えます。

公職選挙法にのっとって選挙管理委員会にいろいろと御指導をいただき、各候補者、各候補予定者の陣営は選挙の準備から進めていますが、選挙が行われるごとに不思議だと感じることがあります。その不思議が解ければと思いい、お尋ねをいたします。

まず、選挙管理委員会の役割をお尋ねいたします。市町の選挙管理委員会との役割分担もわかるように、まずはお答えをください。

〔宮寄慶一選挙管理委員会委員長登壇〕

○**選挙管理委員会委員長（宮寄慶一）** 県選挙管理委員会の役割でございますけれども、地方自治法の第186条、ちょっとかたい話になりますが、「法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。」と定められており、これに基づきまして、公職選挙法第5条でございますが、衆議院、小選挙区選出でございます、の議員、それから参議院、これは選挙区選出の議員、そして、都道府県の議会の議員または都道府県の知事の選挙については、都道府県の選挙管理委員会が管理すると定められております。

続きまして、市町の選挙管理委員会の役割でございますけれども、同条におきまして、「市町村の議会の議員又は市町村長の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。」と定められております。

この市町選挙管理委員会との関係なんですけれども、県選挙管理委員会が管理する選挙におきましても、投票所とか開票所の事務につきましては、その各市町の選挙管理委員会が選任しました投票管理者とか開票管理者がその責任者となりますし、選挙人名簿の調製及び保管の事務につきましては、これも市町の選挙管理委員会がその任に当たることとされております。

したがいまして、我々県選挙管理委員会が管理する選挙におきましては、公職選挙法の第5条の規定に基づきまして、県選挙管理委員会が管理執行の中心となりまして、市町の選挙管理委員会との役割分担を図りつつ、適正な事務の執行を行ってまいります。

以上です。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○**19番（石田成生）** ありがとうございます。

今日、たまたま午前中、津村議員の、18歳に選挙権が、これを引き下げられたというのか引き上げられたというのか、ちょっと表現、どっちかわから

んのですけれども、そのときにもお答えいただいたように、選挙環境の整備であるとか投票の事務を担っているとかということはそのときの答弁にもございました。

それで、今日の趣旨は、選挙をいろんな方にお手伝いいただきながらいろんな候補者がやっていく上で、公職選挙法と選挙の準備とか選挙の中身とかの実態と合っていないとか、何でこういうことになっているんだろうなという疑問について御所見をいただきたいと思って幾つかお話をさせていただきますが、実態と、現実と法律が乖離をしているんじゃないかと思うことを紹介させていただきますので、御所見をお答えいただきたいと思います。

まず、一つ目は、告示日とその翌日の2日間は、公設の建物を演説会場として使用することはできないとなっていますが、できないとするその理由がしっくりいかないです。どのような法解釈から、告示日とその翌日は公設の施設を利用できないとなっているのでしょうか。

例えば四日市で申し上げますと、地区市民センターや小学校の体育館などは、告示日とその翌日は演説会場として使用が許されません。その理由をお答えください。

それから、二つ目、街宣車の屋根に載せている看板がございます。電灯などで内側から看板を照らして文字を浮き上がらせる方法を用いることがありますが、これを、ちょうちんの類に当たるといけないということで、四隅にすき間をあけなければならないというふうになっておって、これも変な話で、余分な手間、無駄な費用がかかっていると思うんですね。その理由もお答えをください。

そして、三つ目、事前運動と事前準備の境目がよくわからないことがあります。届出の書類作成は事前準備に当たり、事前説明会、事前審査というように、選挙管理委員会が届出の準備について御指導いただいておりますので、合法的なこれは準備に当たるんだと思うんです。

その他に事前準備と思われること、公営掲示板に掲示するためのポスター印刷、立候補届出後のポスター掲示の協力依頼、これは告示の朝にポスター

を張ってくださいという協力依頼です。事務所の建設、事務所看板の設置、街宣車の看板作成と設置、街宣車のドライバーとうぐいす嬢の協力依頼、個人演説会の会場予約と看板、マイク設備等の準備、個人演説会の開催案内、推薦はがきの印刷、推薦はがきによる推薦の依頼、宛名を書いていただくという依頼のことを指します。これらについて事前準備として解釈できるのか、事前運動ととられるのか、見解をお示してください。お願いします。

○選挙管理委員会委員長（宮寄慶一） まず、公職選挙法につきまして少し説明させていただきますと、昭和25年なんですけれども、衆議院に設置されておりました選挙法改正に関する調査特別委員会委員長の発案により、それまで公職の種類ごとに別個に法体系ということで規定されていた法律をまとめたわけなんです。衆議院のほうでも選挙法がありまして、参議院のほうでもありましてというのが、この昭和25年に今の公職選挙法にまとめたわけなんですけれども、参議院での修正の上で同年、昭和25年4月15日に法律第100号としまして公布されておりました、以来、社会情勢とか選挙人の意識の変化に対応するために改正が重ねられてまいりました。

お尋ねの公営施設の個人演説会等の使用に関してでございますけれども、公職選挙法の第163条におきまして、当該施設を利用して個人演説会を開催しようとする方、公職の候補者、この場合そうですね、開催すべき日の2日前までに文書で市町村の選挙管理委員会に申し出なければならないと規定されております。そして、また、その公職の候補者となるためには、同法の第86条等の規定によりまして候補者の届出が必要でありますことから、公営施設を使用した個人演説会について、告示日と、先ほどおっしゃっていただいた告示日、そのときに立候補されるわけなんです、その翌日というのが使用できないというのが私どもの出しているところでございます。

一方、同法の第161条の2におきまして、公営施設以外の施設を利用した個人演説会を開催する場合には、公営施設の場合のように、開催時期に関する制限というのはございませんので、告示日とその翌日においても個人演説会を開催することが可能になるわけです。

それから、街宣車の看板のことで聞いていただいておりますが、公職選挙法の第143条の規定によりまして、選挙運動用の自動車に取りつけて使用する選挙運動用文書図画に關してのことになるわけなんですけれども、同第1項第2号におきまして、選挙運動用自動車に取りつけて使用できるものとしましては、ポスター、立て札、それから、ちょうちん及び看板と規定されているわけなんです。このちょうちんにつきましてはサイズの規定がございまして、第10項、その大きさが、ちょうちんの高さが85センチメートル、そして、直径が45センチメートル以内と規定されているわけなんです。したがって、すき間なく看板をつくっていただいて、その中に光源を入れた場合には、我々にとったら巨大なちょうちんになってしまうわけなんです。これが違反になってしまいます。そういう見解でございます。

それから、事前運動、事前準備の違いにつきまして、公職選挙法第129条におきまして、選挙運動というのが同法第86条等に規定されております、公職の候補者の届出のあった日から選挙期日の前日まででなければ行うことができないと規定されています。もう皆さん御存じのとおりでございます。

選挙運動という用語というのが、定義自体が同法において示されていないんです。示されていないんですが、これまでの判例によりますと、一定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に必要なかつ有利な行為を指すものとされております。

具体的にどのような行為が選挙運動に当たるかについては、その時期とか場所とか方法、対象をいろいろ総合的に判断しないと、一般的なお答えをここではできないと思っております。ですから、皆様のほうで何か、こんなのはどうやろうということ御質問いただきましたら、そのときにその状況をお伺いいたしまして、それでお話しさせていただければ、そんな形になります。

私ども県の選挙管理委員会では、各選挙の際の立候補予定者説明会におきまして、今申し上げましたような選挙運動の概要について説明させていただいておきまして、先ほど申し上げましたように具体的な行為について、そのときにまた御説明させていただくというような形になります。

以上です。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 委員長からは法の解釈については御説明いただきまして、現実的に公営の設備、施設も、これが、ひょっとしたらそちらのほうに法に違反することになるのかもわかりませんが、事前に仮予約等々で押さえておられるというのが現実で実はあるので、ひょっとしたらそっちがだめよということになるのかもわかりません。

実態ともうちょっと合ったように、早くから押さえているので告示の夜から演説会をするようにしてもいいんじゃないかなとか、それから、大きなちょうちんって変な解釈なんですよ。そういうこと等々あると思います。

それから、選挙の事前準備と選挙の事前運動との、いろいろ幾つか言った中でお答えが、いただいたのか、いただいていないような気もするんですが、いずれにしても、私たちが選挙をやりながら、手伝ってもらいながら、これってちょっと現実的ではないよねということはどうすれば変えていくことができるのかなと。当然法律ですから、この場ででもありませんから、それを、どうやって声を法律を変えるところに上げていくことができるのかなということについてお答えをいただきたいと思うんですが、ついでに、これ、こんな提案はどうかと思うんです。

立候補届出日と選挙運動開始日が今一緒なんですよ、告示日ということで。それをちょっとずらしたらどうか。1週間とか10日早く届出をしてその後から運動を始めると、先ほどの会場の届出のこともクリアできますし、さらに、無投票のところの、投票日の、投票所の準備をしなくていい。それから、公費負担であるポスターも、それまで印刷しなくて投票が決まってから印刷をすれば、無投票のところは印刷の公費負担をしなくてもいい。それから、街宣車の準備も看板の準備もしなくていいということで、いろんなところでいろんな負担が軽減されますので、そんなことの提案等々も含めてどういうふうに上げていく手法があるのか、教えていただけるとありがたいです。

○選挙管理委員会委員長（宮崎慶一） まず、私ども県選挙管理委員会からしましたら、公職選挙法にのっとなって執行管理をするというのが仕事でございますので、法の改正につきましては議員の皆様にお任せするということとなります。

県選挙管理委員会のほうは、その法令の規定に基づきまして適正な選挙の管理、先ほど言わせていただいたとおりなんですけれども、御提案いただきました内容につきまして、公職選挙法第129条におきまして、選挙運動というのは、同法の第86条に規定されております公職の候補者の届出のあった日から選挙期日の前日まででなければ行うことができないと規定されているところでございます。

この公職選挙法、国会議員の提案、国での議論を経て制定されたものでございまして、社会情勢とか選挙人の意識の変化等に対応するために改正が重ねられてきたところでございます。その第1条において、選挙の自由と公明かつ適正な執行の確保を目的としまして、私どもはこの目的に従いまして、選挙人自らが選挙の重要性を認識していただくとともに、私ども県選挙管理委員会としまして、適正な選挙の管理執行に向けて、今後も努力したいと思っております。

以上です。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 最近、うぐいす嬢へのセクハラが紙上をにぎわせておりますが、これは公選法以前の問題でありますので、有権者がぜひ見抜いていただき、そのような候補者には投票しないことを期待いたします。

いろいろと述べさせていただきましたが、これが改正のきっかけになることを期待しまして次の質問に移らせていただきます。

続いて、三重県の食の産業振興についてお尋ねをいたします。

三重県の食産業にかかわる事業所や携わる従業員数の県内産業に占める割合は非常に高く、関係者それぞれの連携を拡大、強化していくという方向性がビジョンとしてやがて示されると思います。

その取組の一つとして、本年5月1日から10月末まで開かれているイタリ
アミラノ国際博覧会日本館において、三重県も7月1日から4日までの4日
間、三重県の食文化を発信いたします。具体的にどのように発信するのか、
この際、県民に向けて御紹介をいただきたいと思います。できるだけ簡潔な
御答弁にさせていただけるとありがたいと思います。お願いします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） ミラノ博における三重県の食文化の発信につい
てのお尋ねでございます。

三重県は、日本館の2階、イベント広場に、「食と祈りの食卓」をテーマ
に出展いたします。いただきますとかごちそうさまと日本が手を合わせる習
慣とか、あるいはもったいないという価値観が示すように、日本の食文化の
核にあるのは、食への感謝とか、自然への畏敬の念から来る祈りでございま
す。

食と祈りの原点が歴史的に育まれてきた三重県として、食や収穫に感謝す
る伝統行事や祭り、海女漁などの映像の上映や、写真、工夫した展示などを
通じて、日本の伝統や文化の原風景を体感いただけるよう工夫をしています。
伊勢志摩サミット開催にも通じるようなハイセンスな演出でPRをしていく
予定としております。

イベント広場では、県産材の尾鷲ヒノキを用いて、香り、祈り、体感、茶
室の四つの空間を構成しています。各空間では、県内食材を使った創作料理
や伊勢茶、三重の地酒など、三重の食に関する魅力を、味覚だけでなく五感
で感じていただくとともに、その背景にある物語も伝えていきます。

会場のステージでは、三重の食の将来を担う県立相可高校食物調理科の生
徒と、日本を代表する料理人である京都吉兆の徳岡総料理長とのコラボによ
る料理の実演や、ヨーロッパへ初めて輸出される松阪牛を使った料理の試食
も計画しているところでございます。

そのほか、三重WEEKと銘打って、2週間でございますが、県産品のテ
ストマーケティングを実施して、県内35の事業者が、地酒、地域産品、萬古

焼、尾鷲わっぱのような食空間を彩る器などの試験販売も行うこととしてございます。

あと、販路拡大に向けた取組としまして、7月1日にはレストランを会場にしまして、現地の食、観光等の業界関係者やメディア関係者を招いて、情報発信と販路拡大を目的としたレセプションを開催し、知事から伊勢志摩サミットの開催地である三重の食文化や三重への旅についてのトップセールスを行うこととしてございます。その後、直売所において小売業者に向けた試験販売なども考えてございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

ここからは、おいしいおいしい三重県産の牛肉の海外発信についてお尋ねをしてみたいです。

松阪牛、伊賀牛のブランド牛以外でも三重県産の牛肉の品質は、ノーブランドのものでも非常に高く評価をされております。

今回、ミラノに三重県産の牛肉を持っていくに当たり、残念ながら三重県内の屠畜場ではヨーロッパ対応の衛生基準を満たしておらず、群馬県佐波郡玉村町の屠畜場において屠畜された牛肉をミラノに持っていくと聞いております。三重県から群馬県まで、生きた肉牛を運んで屠畜をして、さばいて、羽田空港からイタリアミラノに運び込みます。

今月5日、来年のサミット開催地が三重県の伊勢志摩に決定いたしました。経済効果は510億円とも言われております。三重県は間髪入れずみえ伊勢志摩サミット推進局を設置し、1万人以上とも言われる海外からのお客様を迎え入れる準備に取りかかりました。海外だけではなく、日本国内からもたくさんの方々が来県者が見込まれます。

当然、来県された国内外のお客様に三重県産のおいしい食材を召し上がっていただく用意を官民一体となって整えていくことと思いますが、三重県産のおいしい牛肉を食べたヨーロッパの方々が、アメリカの方々が、自国に帰ってもう一度食べたいと思ったとき、三重県から遠方の屠畜場まで運ばな

いと、ヨーロッパ、アメリカには出せないという現状があります。

そこで、三重県内に欧米向けの衛生基準に対応した屠畜場の整備を急ぐ必要があると思います。

知事は今年の3月、前田議員の質問に答えられておりますが、この答弁の紹介はちょっと省かせていただいて、整備検討を進めていきたいという旨の御答弁をされております。

その後、松阪食肉公社の整備に向けた答弁だったんですが、検討はどのように進んでおるのか、御紹介をいただきたいと思います。お願いします。

○**農林水産部長（吉仲繁樹）** 松阪食肉公社の整備について、検討状況でございますが、この公社の中に県も入りまして、施設整備等検討委員会をつくりまして、その関係者で、まず、EU等へ飛騨牛の輸出に取り組んでいる食肉処理施設でありますJA飛騨ミート、高山にあります、そこへまず視察などを行いました。

その中で、欧米への輸出には想像以上に高いレベルの衛生管理が求められておると、また、用地の確保には地域の理解に向けて十分な調整が必要である等の様々な課題も明らかになっております。

県としまして、関係市町をはじめ関係者の皆さんと十分連携して、必要な施設について、様々な選択肢、可能性などを探りながら議論を深めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○**19番（石田成生）** 知事が3月にお答えをいただいて、それからそんなにまだ時間もたっていないということで、その時点から比べてこれが進みましたというようなお答えはしにくいところなのか、ほぼ同じような状況で推移しておるのかなというような感じでしょうか。

検討委員会の資料を見ましても随分高額な費用がかかるというのはわかりますので、簡単に松阪市とその周辺の自治体と県とやりましょうというわけにはいかないのかなと想像しますけれども、せっかくミラノ、それから来年

のサミットという機会を捉えて世界に発信する機会ですので、これも間髪入れずに早いところ判断をしていただかないといけないのかなと思います。

そして、松阪にも公社はございますが、四日市も畜産公社がございまして、四日市で整備するのも一案ではないかなと思うんです。

現在のヨーロッパ、アメリカへの輸出対応の屠畜場は、日本国内の分布を見てみると、今回ミラノに持っていく肉牛を屠畜していただく群馬県、群馬県は最近ですと浅間山の警戒レベルが2に上がって心配になっておりますし、昨日はひょうが降って、大きな風の被害が出て心配をするところですが、群馬県、それから、そこを含めてヨーロッパの衛生基準に対応している屠畜場は国内に4カ所です。群馬県以外は、岐阜県高山市、こちらも近くに御嶽山があったりするわけですね。あと、鹿児島県志布志市、四つ目に、同じく鹿児島県の阿久根市。

アメリカの衛生基準に対応している屠畜場は国内に9カ所、岩手県紫波郡紫波町、群馬県佐波郡の2カ所と、あとの7カ所は、鹿児島県4カ所、宮崎県2カ所、熊本県1カ所というように九州に偏っております。

九州もこのところ自然の脅威がいっぱいあって、桜島の噴火も心配されるところですし、先日、テレビで専門家が、東日本大震災以後、この先二、三十年は、日本の火山活動は活発化するとコメントもしております。

三重県の近隣県では、ヨーロッパ対応は岐阜の1カ所しかありません。恐らく海外輸出対応の屠畜場は、財政効率的にも1県に一つも要らないということなんだろうと思うんですね。それで、早いところ三重県で整備をして、飛騨牛、近江牛も三重県に任せてもらって、中部圏の肉牛を三重県の屠畜場に任せてもらって、四日市港から海外に出させてもらいましょうと。四日市港管理組合の管理者も大変喜ぶんだらうと思うんですね、空輸するならセントレアにも近いですし。

ここで改めて、三重県内で海外輸出対応の屠畜場を国からの応援もいただきながら整備して、中部圏の牛肉を四日市港やセントレア経由で海外発信することについてのお考えをお聞かせください。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 他県産の牛などを受け入れる施設について、特に、今、議員御提案のように、例えば中部圏の食肉施設については、それぞれのところにある施設の運営状況とか、それぞれの欧米等への考え方などを踏まえて、慎重に検討する必要があると思っています。

加えて、県内には、議員も御指摘がありましたように、三重県松阪食肉公社ほか、四日市市が運営する四日市食肉センター並びに伊賀市・名張市広域行政事務組合が設置する伊賀食肉センターの三つがあります。こういったところの運営についても大きな影響を考えなければならないと思っています。

一方で、ブランド牛肉の海外展開を進めていくということについては輸出も大変重要なこととなりますので、その整備に対する検討を進める必要はあると考えておりますが、今、御提案のあったことについても参考にしながら議論をしてみたいと思っています。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 議論してってください、スピーディーに。

それで、今日のところはこんなお答えだと思いますので、部長もちょっと熊野古道等々で大変な時期なので余りいじめないようにしたいなと思うんですが、ミラノ万博と来年の伊勢志摩サミット誘致決定にちなんで三重県産牛の海外発信について申し上げてまいりましたが、一方、三重県民が地元三重県で飼育された、三重県で屠畜される安心・安全でおいしい牛肉を将来にわたって消費し続けられることのほうが、実は重要なことであります。これには、ノーブランド牛、松阪とついていない肉牛の生産者、食肉業者が生産し続ける、販売し続けてもらわなければなりません。

ノーブランド牛の生産者、食肉業者が近い将来危機的な状況に陥るようなことを心配しておりますが、そのことについての認識をお答えください。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 議員、今、御指摘のありましたように、県内には松阪、あるいは伊賀以外にも、みえ黒毛和牛、あるいは個人の農家の皆さんのブランドを含めた多くの肉牛があります。ただ、現在その肉牛生産においては、子牛単価の高騰ですとか円安によります購入飼料価格の上昇で、経

営が非常に大変だということも認識しております。

ただ、そういう中で、県ではこの5月に三重県和牛繁殖協議会与連携して、乳牛への和牛受精卵移植の促進や、県産和牛子牛の増産、耕畜連携による飼料用米やホールクroppサイレージ用稲の生産拡大などを進めています。

また、県産牛肉の品質は非常に高い、ブランド力があるというふうに思っておりますので、牛肉をはじめ本県のすばらしい様々な農林水産品を、市町関係機関あるいは生産者の皆さんと連携しながらどんどん発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） もう一度言いますが、やっぱり三重県民が安心で安全でおいしい牛肉を消費し続けられる状態をぜひこれからも考えていただきたいと思ひますし、この件は機会を改めてまた詳しくお尋ねさせていただきますので、またそのときによろしくお願ひをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

自転車事故の防止についてお尋ねをいたします。

今月1日に道路交通法が一部改正され、施行されました。自転車の悪質違反者に対し講習受講が命じられるというものです。

こちらにあります、（現物を示す）これはリーフレットを県警からいただきました。三重県交通安全協会、日本自動車販売協会連合会三重県支部、全国軽自動車協会連合会三重事務所、三重県自転車協同組合、三重県警察が出したチラシには改正内容が示されておりまして、危険行為を反復して行った自転車利用者は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。受講命令に従わないで講習を受けなかった者は処罰されます。

罰金は5万円以下の罰金で、危険行為とは、このチラシには事例がその中に示されておりまして、道路の右側を通行するなど、通行場所を守らなかった、歩道、路側帯を通行中、歩行者優先のルールを守らなかった、一時停止の標識がある交差点で一時停止しなかった、信号に従わないで通行した、通行禁止の道路を通行した、遮断機が閉じた踏切に入った、ブレーキがない自

転車を運転した、酒酔い運転をした、不適切な運転操作をしたり安全確認をしなかった結果、事故などの危険を招いた、その他幾つかの事例が示されています。

そして、この危険行為の反復とは、3年以内に2回以上、交通切符、赤切符で検挙されるなど、処罰の対象になることを指します。自転車運転で危険行為を反復した自転車運転者に対し、都道府県公安委員会は講習を受けるよう命令し、講習時間3時間、手数料5700円の講習を受けなければならなくなります。

今回この法改正は、ルールを厳しくするものではなく、罰則を厳しくするものでもなく、反復違反者に講習を受けさせようとするもので、どこか飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例に似ているなど、こう思っておるんですが、改正に至った経緯について、まずは御説明をいただきたいと思います。

〔大賀眞一警察本部長登壇〕

○警察本部長（大賀眞一） 道路交通法の改正によりまして導入されました自転車運転者講習の導入の背景、経緯について御説明をいたします。

警察庁の統計、これ、全国の統計でございますけれども、平成24年中に交通事故に関与した自転車運転者の6割以上に法令違反があったということでございます。そのため、交通事故防止を図るためには自転車運転者に交通ルールを徹底することが不可欠だと、このように考えられたところであります。

また、警察庁において平成24年に開催されました自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会というのがございまして、この懇談会の提言においても、悪質、危険な違反者に専門の講習を行ってその危険性を改善すると、こういったことが適当であろうというふうにされたところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、平成25年の道路交通法の改正によりまして、今回導入されました自転車運転者講習の受講を命ずる仕組みが導入されることになったと、このように承知をいたしております。

なお、県警としましては、自転車利用者の交通ルールの周知徹底を図るた

めに広報啓発活動を強化するなどして、安全で安心な交通社会の実現に向けて努めてまいりたいと、このように考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 自転車運転といえば、老若男女、様々な方が運転者となりますが、特に時間と人数が集中する中学生と高校生の自転車通学者に対し学校からの指導は、このたびの法改正を受けどのような指導強化を考えているのか、教育委員会のほうから教えていただきたいと思っております。お願いします。

○教育長（山口千代己） 中・高校生の安全な自転車運転の取組についてお答え申し上げます。

自転車通学をしている生徒は、平成26年度現在、中学生で3万1236人、62.4%、高等学校全日制で2万1506人、57%でございます。

本年6月施行の改正道路交通法により、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返す14歳以上の者は自転車運転者交習を受けることとなりました。

このような中、中学校、高等学校は、交通ルールやマナーを守ることに重点を置いた交通安全教育及び交通安全指導を徹底することが一層求められています。

これまで教育委員会では、入学時における自転車点検や乗車の指導、教員やPTA、地域の安全ボランティアによる登下校指導、長期休業前の保護者に対する注意喚起など、各学校に指導の徹底を図ってまいりました。例えば警察と連携して、交通ルールやマナーを無視した行為などが、加害者にも被害者にもなる危険性を生徒に考えさせる実践的な講習会の機会を設けるよう働きかけています。

また、高等学校の生徒指導主事を対象に、改正道路交通法の広報啓発、警察と連携した自転車登校指導の充実などの研修会を地区別に行い、指導を行っております。

さらに、平成24年度から全ての公立小・中学校及び特別支援学校小・中学部の教員を対象に、危険予測トレーニングを取り入れた交通安全教室講習会

を開催し、指導者の養成を図っております。

今後といたしましても、市町教育委員会との会議において改めて周知徹底を図るとともに、生徒に対しては全校集会などを通じて、また、保護者に対しては保護者懇談会などで通知を配付し説明するなど、交通事故防止や交通安全指導の徹底を図ってまいります。

なお、高等学校では今年度から新たに三重県交通安全研修センターにおいて教員が安全な自転車の乗り方を学ぶ研修を実施するなど、各関係機関や団体等と連携を図りながら教員の指導力の向上を図り、生徒の指導の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） このたびの法改正を受けて、さらに指導強化をしていただかならんとするんですが、中学生と高校生のと言いましたが、高校のほうは、先ほどの話じゃないですが、有権者にもなる生徒が出てくるので、あれもこれも仕事が増えると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中学生と高校生の自転車通学者に対して学校からの指導が徹底したとしましょう。ハード整備はどうなっているのかなということですが、三重県管理の道路だけではなく、市道、町道の整備までは把握はされていないかもしれませんが、先日も下野議員の質問に対してお答えをいただいておりますが、念のためもう一度お答えをいただきたいと思ひますが、私は、自転車は車道を走るのがルールなんていうのは、社会人になってしばらくするまで、実は知りませんでした。

自動車社会になり、自動車道の整備がどんどん進んでも、自転車はここを走るといふ自転車専用道路等までは行かなくても、自転車が走る空間が整備の中から置き去りにされてきたような気がします。念のために、自転車が安全に走行するためのハード整備の進捗について、改めてお答えをください。

○県土整備部長（水谷優兆） 通学路で自転車が安全に走れるハード整備についてお答えをします。

通学路における道路管理者としての県が行う交通安全対策の取組としましては、これまでは平成24年度の緊急合同点検に基づき、歩行者を対象とした通学路対策を重点的に進めてきました。

平成26年度からは新たに、自転車通学の安全確保も含めた通学路交通安全プログラムを市町ごとに策定し、着実かつ継続的な取組を推進することとしています。このプログラムでは、通学路の安全確保に向けて、教育委員会、県警察、道路管理者などが連携して継続的に取り組んでいく基本方針を定めたものです。このプログラムにおいては、地域の実情に応じて定期的に合同点検を実施し、安全対策の検討、実施、効果の把握、その改善をPDCAサイクルとして実施していくものです。

これまでの自転車が安全に走行するためのハード整備は、自転車歩行者道の整備として、いわゆる自歩道の整備として、幅員3メートル以上の幅の広い歩道の整備を進めてきました。平成26年3月末現在の自歩道の整備状況は、518キロメートルが整備済みで、整備率15%となっています。

今後は、各市町の通学路交通安全プログラムに基づき、自転車が安全に通行するためのハード整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 自転車運転者がルールをちゃんと守るようになったとしましょう。そして、ハードも済んだとしましょう。対歩行者の安全をどうやって守っていくのか。幾ら自転車が安全運転しても、自動車が気をつけても、ハード整備ができて、歩行者側が周りに注意をしていなければということはどういうことかということ、スマートフォンを操作しながら歩かれていたのでは、危険な状態からは脱せません。ながらスマホという言葉も、これも時代が生んだ言葉ですが、ながらスマホ対策をどのように考えているのか、自治体によっては条例制定の検討もされているように聞いたりしておりますが、お考えをお示してください。

○環境生活部長（高沖芳寿） 歩行者に対する交通安全の教育啓発でございますけれども、現在、道路横断中の事故が多いということで、道路の安全な横

断に重点を置いて啓発、教育等を行っておりますけれども、最近のスマートフォン等の普及、急速に普及をしておりますので、こういったことを受けて、今現在、状況としては道路歩行中の使用が多く見られるという状況でございます。そうすることによって自転車などの車両あるいは歩行者自らが転倒してけがをするというおそれ、そういったものが指摘をされております。

そういう状況を受けて、いわゆるながらスマホの危険性を啓発するために、携帯電話メーカーにおきましては、その啓発、いわゆるマナー向上を図るとともに、携帯の機能を向上させる状況、こういう機能を提供しているということ啓発を行っているのが一つございます。

それから、もう一つ、公益社団法人ACジャパン等で、テレビとかインターネット等でスマートフォン利用者に対する啓発も呼びかけておるところでございます。

こういった民間等の状況はございますけれども、県としては今後どうするかということですが、現在、国内において、このながらスマホに対して罰則等によって条例で規制している等の自治体はないというふうに認識をしておりますけれども、改めて全国調査を実施いたしまして、その状況の把握にまず努めたいということを思っています。

また、これにあわせて、自転車の交通事故防止はもちろんのことですが、歩行者の安全を確保するという意味で、現在、歩行者に対して行っている教育、それから啓発に加えまして、先ほど教育委員会のほうから話がありましたけれども、交通安全研修センターの研修の場を活用して、しっかりとながらスマホについてもその危険性を啓発していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ながらスマホも、歩行者に切符なんか切ることはあり得ないかわかりませんが、これも注意を何回か受けたら講習を受けなきゃならないとか、歩行者がひよっとしたら一番危ないことをしているんじゃないか

などという気がいたしますので、自転車、自動車も含めてですが、それから道路の整備、歩行者も含めて、事故の少ない人づくりがされることを期待してこの質問は終わります。

最後に、三重県職員の人事評価制度についてお尋ねをいたします。

平成24年3月の一般質問で人材育成と人事評価制度についてお尋ねをしております。私がさせていただきましたが、その後の経過を確認させていただきます。

そのときの質問のときには、三重県政の中で人材育成は最も大事な、そして、大きな政策であると思っております、県政運営は人によってされているのですから、人づくり、人事政策が最も重要であると位置づけるべきだと思っております、世間一般には公務員の給料が高過ぎるのではないかという批判がありますが、その批判が当たっている職員とそうでない職員があると思っております、当たっていないということはどういうことかという、もっと給料を上げてあげてもいい職員がいるはずだという、そういう趣旨でお尋ねをさせていただいて、当時の植田総務部長から、みえ県民力ビジョンを着実に推進するために現場を重視し、県民とともに協創の取組を進めることができる高い意欲と能力を持った人材を育てる必要があります、行財政改革取組においては、まず、1丁目1番地として人づくりの改革を進めることとしております、途中、略しまして、とりわけ勤務評価制度につきましては、職員の意欲・能力向上や組織力の向上を目的といたしまして、県職員育成支援のため、一般職員の評価制度を平成20年度から試行しております、今後、管理職員の勤務評価制度について検証を行うとともに、一般職員につきましては、人事委員会からの報告も踏まえて、職員の理解と納得が得られるよりよい制度となるよう必要な見直しを加えながら、定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組んでいきたいと考えておりますと答弁をいただいております。

一般職員の評価制度導入を今年度より本格実施していると聞いておりますが、試行をどのように捉えたから、検証した結果、どんな結果だったから、

こういう結果だったから本格導入に至った、そういう検証結果をお答えいただきたいんですが、試行期間、検証時期、制度導入前と比較して新しい制度はどのような特徴があるのかということについて、具体的にお示しをください。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 職員の人事評価制度についてのお尋ねでございます。

一般職員に対する評価制度につきましては、職員の意欲・能力向上や組織力の向上を目的といたしておりますので、評価に当たっては、職務遂行、能力、意欲といった評価領域を設けまして、この領域の中に、例えば組織目標達成に向けた業務遂行や課題を捉え、解決に向けて行動する能力などの評価要素を設定いたしまして、平成20年度から試行してきたわけでございます。

試行を通じまして、その試行の中で面談等が当該制度の目的に沿って実施されているか、それから、何よりも職員の納得性が高まっているかというようなところについてアンケートを適宜実施しながら検証を行ってきたところでございます。

人事評価制度を導入するに当たりましては、とりわけ評価に対する職員の納得性というのが非常に重要であるというふうと考えておりまして、試行を継続して行った結果、所属長、それから所属職員に対して実施したアンケートにおきまして、所属職員が評価に対して納得したかを尋ねたところ、年々肯定的な回答が増加しておりまして、平成25年度には肯定的な回答の割合が9割を超えるというふうな結果となってまいりました。

このように、職員の納得性が高まってきたことに加えまして、地方公務員法が改正されまして、より客観性、透明性の高い人事評価制度を導入することが法律で定められました。そういったことに伴いまして、平成27年4月1日から、評価結果を給与等へ反映させるなど、本格実施をしているということでございます。

以上でございます。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） 今年から本格導入ですから日もそんなにたっていないけ

れども、試行された結果、随分職員にも納得いただいていると、これ、大事なところなんですよ。上司が勝手に評価して、職員自身が、評価された本人が疑問を持っておるようなのではマイナスになっていきますので、評価された本人が何でやねんと思ったら、これはあかんわけで、それは大事なところですよ。

それから、もう一つ、客観性というところ、職員の納得も客観性というのに入るかわからないんですけど、どうぞ、やっぱり人を使つての仕事が本当に多いのが行政の仕事であると思いますから、その人の能力を十分に発揮するにはやっぱり人事だと思います。

それで、数値化できない評価もたくさんあると思うんですが、数値じゃない、数字じゃないけれども、それも職員が、本人が納得するような説明をして評価をしていくということをせざるを得やんと思いますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

そして、評価制度の概要に、職務遂行、チームワーク、能力、意欲と、こういう分け方がありますが、意欲は要りますね。当然、意欲、やる気、要ります。その人の能力ももちろん要ります。それから、どうしても1人でこつこつやる仕事って恐らく少ないので、コミュニケーション能力が要りますよね、チームワークが。これによって職務遂行がどれだけできていくのかなと決まると思うんです。

これはこれでいいんですが、加えて、私はぜひプラス評価に加えてほしいと思うことがありまして、日常誰もがおかしいと思わない、間違っているとかわからない、組織として延々と受け継がれてきて当たり前のように行っていること、何年も正しいと思われて流れてきていること、続けられていること、誰も疑問を持たないけれども、その中には実は大きな問題点とか課題とかがあるんじゃないかな、ちょっと待ってって、これって誰もおかしいと思わないけど、よく考えて、この部分ってやっぱりおかしいんじゃないという人って、これ、大事やと思うんですよ。それをうまく評価に入れてもらうことはできないかなと思うんですが、ひょっとしたら、その人が感じた疑問、その人が、

これ、間違っているんじゃないかって、そっちのほうがひょっとしたら間違っているかもしれませんが、そういう視点というか、そういう感覚というか、そういうセンスというか、それって非常に大事やと思うんです。

長年ずっと、結構同じようなパターンで、ルーチンのようにやってきたことの中で、ちょっと待ってよって、これってどうなのということを言う人って、実は組織が大きくなればなるほどその中で、これが選挙で選ばれた知事とか副知事とかがそういう役割を実は果たしているんだらうと思うんですが、でかい組織の中で事細かなところまで目は届かないので、組織の中にそういう人が私は必要かなと思うので、評価の中にそういう感覚ってぜひ入れてほしいと思うんですが、それ、どう思われますか。その感想だけ一つ聞かせてください。

○総務部長（稲垣清文） 議員のおっしゃられたその視点というのは非常に大事な視点だなというふうに私どもも思っております、私も非常に、平成24年度に策定をいたしました三重県人づくり基本方針というのがございますけれども、その中で、高い問題意識で問題を発見し、問題解決に向けて自ら積極的に取り組むということを職員に求めておまして、自律した人材の育成を意識した研修なども、悉皆研修、それから任意の研修、そういったものも含めて職員の人材育成に努めているところでございまして、また、お申し出の人事評価制度におきましても、職員に示しております評価要素といたしまして、問題を発見、それから把握、分析して解決策を企画する能力というものをお求めしております。今後、人事評価制度などを活用しながら、県職員の意欲、能力の向上、組織力の向上に努めてまいりたいと思っております。

〔19番 石田成生議員登壇〕

○19番（石田成生） ありがとうございます。

ぜひ三重県の県民のために働いていただける職員の方をスキルアップ、能力アップしていただいて、来年のサミットにオール三重で向かわせていただくことを期待、御祈念申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

た。(拍手)

○副議長(中森博文) 38番 館 直人議員。

[38番 館 直人議員登壇・拍手]

○38番(館 直人) 失礼をいたします。三重郡選挙区より選出をいただいております、新政みえの館でございます。本定例月会議最終の質問者となったわけでありまして、議長のお許しをいただきましたので早速に質問をさせていただきますと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

今回の私の質問、スポーツの推進とその振興ということに絞らせていただいて議論させていただきたいなど、このように思うところであります。

まず、質問に先立って、スポーツの推進、このことが県政の重点施策となった、その大きな動きがあったと私は思っているんですけども、前任期、平成23年から26年のこの4年間、これが本当に大きな動きがあったんだなど、このように思っているところであります、ちょっとそれを振り返ってみたいと思います。私なりに特筆すべき5点を挙げさせていただきました。

まず、その一つ目は何といても、平成33年、本県で開催されることとなった第76回の国民体育大会、そして、第21回目を迎えられる全国障害者スポーツ大会、この誘致が成功したことだと、このように思います。

国体は、昭和50年に第30回みえ国体として開催されて以来46年ぶり、2巡目となる大会でありますし、現在、障害者スポーツ大会とともにその準備を着実に進めていただいているんだと、このようにも認識をしているところであります。

そして、二つ目、これは、鈴木知事、鈴木県政によって、みえ県民ビジョン、これが策定されたことだろうと私は思っています。

なぜかといえば、大規模なスポーツ大会とその開催であったりその取組、これを通じて県民の皆さんに夢と希望と勇気と、そして感動を与えていただきながら、スポーツとその力で、地域の活性化であったり地域の一体感、それを醸成していった、活力に満ちた元気な三重づくりにつながるということを目指してのビジョンであるからということで、私はそのように

考えているところであります。

そして、三つ目、これは、スポーツを管轄する部局を見直していただいたことではないかなと。

これまでスポーツというと教育委員会がその所管をしていただいておりますけれども、平成24年4月、知事部局にスポーツ推進局、これを新たに設置していただいて、学校体育以外のスポーツ、その業務をそちらへ移管した。そのことによって知事部局と、そして教育委員会と一層連携をしていただく中で、スポーツ政策の推進、また、振興に取り組んでいただくと、それがよりスピードアップされていて、全庁的というよりも三重県全体でその推進に取り組むことができている、このように思うからであります。

そして、四つ目、これはやはり、（資料を示す）ここにありますが、三重県のスポーツの推進の背骨となる三重県スポーツ推進条例、これを公布いただいたことだと、このように思っています。この条例が施行され、そして、それに基づく推進計画ももう既に策定されているところであります。

この三重県スポーツ推進条例の前文の冒頭にはこのように書かれております。「スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。」と、このように記載がされているところであります。まさに10年先、20年先、未来に向けてスポーツを推進していこう、しなければならない、それを使おうではないかという、その強い決意というものが感じられる、大きく期待ができるものだなど、このように思うところであります。

そして、五つ目、最後、これは何といったって、平成30年、このときに、東海ブロックとは言われるものの、我が三重県が幹事県、主会場として開催がされる全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイ、これの開催に向けての取組が一層進んだ、その期間ではないかなと思うからであります。

このインターハイの開催は、平成33年に開催される国体、障害者スポーツ大会、こんなことはもちろんのことですけれども、三重県の未来へのスポーツの推進、振興、またとないビッグチャンスであると、このようにも確信をするところであります。

このように、これまでの4年間の大きく重立った動き、申し述べさせていただきました。私もこの中で、条例の制定であったり所管の見直しをしようと、これまで幾つかの御提案もさせていただきながら、知事とも、また、教育長とも議論をさせていただく中で、最終には知事の英断を得てこれらのことが実現できたなということで、感謝もし、大変喜んでおりますけれども、その反面、責任と、また、使命感的なものも感じているところでございます。

また、この間に、国内外での大会、特にこの三重県を中心としたところでの大規模大会の開催が決定をされておりますけれども、ちょっとこれをごらんいただきたいというふうに思います。(パネルを示す)これが近々に行われる、我が三重県を中心としたところの大きな大会であります。一番上の枠の中には、平成27年でありますから今年でありますけれども、今年は和歌山県がスポーツの県と言ってもいいほどスポーツが集中しております。7月には君が創る近畿総体ということでインターハイが行われますし、9月には紀の国わかやま国体、これ、70回目の国体が開催され、10月には紀の国わかやま大会ということで、第15回となる全国障害者スポーツ大会が行われる年があります。

そして、平成28年、29年、置いていただくと、2段目の枠、青い部分であります。平成30年には我が三重県、ここを中心とする東海ブロックでありますけれども、三重県が主会場として東海総体、いわゆるインターハイが開催をされます。その翌年、上から三つ目の段、平成31年、2019年にはラグビーのワールドカップが行われまして、これは、開幕戦と決勝戦は、今ちょっといろいろ議論を呼んでおりますけれども新国立競技場で行われ、他の試合は北海道からずっと全国で行われると。ただ、三重県では行われないなというふうな思いはしておりますけれども、この大会がある。

そして、その翌年が、下から二つ目の段でありますけれども、平成32年、2020年、東京において東京オリンピックとパラリンピックが開催されます。

そして、その下の青いところでありますけれども、この年に全国中学校体育大会が行われます。これは、私は三重県が中心やというふうに思っております。

ましたら間違っておりましたので、三重県を含む東海ブロックで行われるということでもあります。平成25年にも開催されたのが、どうもこれ、東京、関東ブロックで行う予定だったそうですけれども、オリンピックがあるということでこの東海ブロックへ回ってきたということでございます。うれしい話だなと僕は思っておるところであります。

そして、一番下、平成33年に、まさに三重県からいけば大規模大会の集大成とも言える第76回国民体育大会と第21回目を迎える全国障害者スポーツ大会が行われると、このような流れとなるわけでありまして、先ほども申し上げましたけれども、やはり4年間を振り返った中で重立ったことをいろいろ取り上げてみました。

しかし、これをごらんをいただいている中で、大規模大会、特に、平成31年のラグビーのワールドカップ、また、その翌年のオリンピックにおいては、これが開催が行われるということから、事前キャンプ地、この誘致の取組も今やっただいただいているところで、知事も7月の初めからヨーロッパへ行っていただいて、イギリスでしたか、そちらのほうでその誘致の活動もしていただくわけでありますけれども、それがこの県内へ入ってきてキャンプが行われるということは、やっぱりムードが上がる、また、子どもたちの目つきが変わる、もっとスポーツに対しての期待感も大きくなるんだろうというふうに思いますので、その部分についてもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

また、選手の育成のためということで、民間の方々からの募金を活用させていただいてジュニア選手を育成する、その仕組みを構築していただくなどなど、着実にスポーツの推進、それが図られているんだろうと、私はこのように感じているところであります。ありがとうございました。

そして、今、オリンピックのことを申し上げましたけれども、2020年、平成32年に東京オリンピック・パラリンピックがありますけれども、これ、コピーであります、（資料を示す）大会ビジョンがここに書いてあるんですけども、この大会ビジョンを見ますと、スポーツは世界と未来を変える力

がある、1964年の東京大会は日本を大きく変えた、2020年の東京大会は、全ての人自己ベストを目指し、一人ひとりがお互いを認め合い、そして、未来につなげよう、この三つを基本コンセプトとして、史上最もイノベーティブ、革新的で、世界にポジティブ、前向きな改革をもたらす大会とすると、このように書かれているのが東京オリンピックに対する大会ビジョンであります。

後もずっといろいろあるんですけどこれを読んでみますと、未来をつくり、また、未来につなげていくのは、やはりそれは人の力なんだということだというふうに、重要であるということ、私もこれを読んでいて大切であるなということを感じたところであります。

さて、それで、これまで私はスポーツに関しましても、人、物、金、このことをテーマに議論させていただきましたけれども、今日は先ほどの大会ビジョンにあったように人を中心としたテーマとして、質問、議論をさせていただこうと、このように思います。

先ほども申し上げましたけれども、我が三重県では平成30年にインターハイがあって、また、オリンピックとパラリンピックの開催年であるその平成32年には日本中学校体育連盟の大会がある。そして、翌の平成33年には国体と障害者スポーツ大会があると、このように申し上げました。これらの大会が一過性の大会に終わることなく、将来にわたって、三重県スポーツの推進はもとより、スポーツでこの三重県が元気になることを目指すということは、知事のこれまでのお言葉であったり行動からも、必須の条件、目的であると、このように確信もするところであります。

さて、国体の準備についてでありますけれども、今年は中央競技団体による会場地等の正規視察が行われる、このように聞いております。そして、来年度に、文部科学省、また、日本体育協会へ国体の開催申請書を提出するんだということで、今年はその準備を進めるとも聞いているところであります。

そして、本年度中にしなければならないのは、その国体開催申請書に必要な全体の基本計画・構想とも言うべき開催基本構想を策定される、このよう

にも伺っているところでございまして、そこで、知事にお伺いをさせていただきましても、これまでも知事とは、国体をはじめ大規模大会の開催、スポーツについて、また、それも地域づくりも含めて様々な議論もさせていただいたところでございまして、そのようなことを踏まえていただいて、この国体の開催基本構想、その策定に当たって、知事はどのような思いを込めてどんな構想にしようとしているのか、まずお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

そして、また、村木スポーツ推進局長にお伺いをいたしたいのは、この中央競技団体、正規視察に今年見えるということでありましても、それは、いつごろどのような視察なのかをまず教えていただきたい。

そして、現在の会場地等の指定状況や競技施設等の現況、課題、これもどのように整理され、認識されているのかという点。

そして、もう一つは、基本構想については知事のほうから総体的なお話をお伺いするわけでありましても、この構想ってどんな項目というか、内容というか、構成になっているのかということと、そして、一番私は大事だと思っているんですけども、県の体育協会、また、各競技団体等、関係機関の皆さんの、まさに極めて重要なのは現場の思いやら声なんだというふうに思います。スポーツ推進局長としてこの構想の中に現場の声、思いをどのように織り込もうとされておるかお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 第76回国民体育大会の開催基本構想、どういう思いで策定していくのかということです。先ほど議員から御指摘もあつたように、その構成や内容などについては村木スポーツ推進局長のほうから、自分の経験も踏まえて、きつといい答弁をしてくれると思います。

平成33年の国民体育大会は、昭和50年のみえ国体以来、実に46年ぶりの開催となります。この昭和50年のみえ国体では、前年に石油危機の発生、物価の高騰などがあり、かつてない厳しい環境の中での開催でしたが、新生国体、

質実国体とも評されたように、国体に情熱を傾けた諸先輩の方々が一生涯懸命努力され、国体を成功に導いていただきました。

また、前回の国体開催を契機に、多くの方の献身的な御尽力により、選手育成の基盤となる競技団体がさらに成熟するなど、数多くの競技において普及振興が一層進むこととなりました。

さらに、開催から約40年のときを経た今、当時活躍した選手が指導者となって後進の育成に励み、その教え子から、オリンピック選手、まさに吉田沙保里選手などがそうだと思いますが、をはじめ、国内外で活躍する多くの選手が輩出されるなど、みえ国体で培った選手、競技のDNAが次世代へと受け継がれています。

このように、みえ国体の開催に尽力された方々の貢献が今でも続いていることは、みえ国体が成功であったことを物語っているものだと思います。私たちは、こうした方々の、そういう先人の思いを大切にしながら、平成33年に向けた開催準備に当たってまいりたいと考えています。

開催基本構想は、このように前回の国体が残したものを大切にし、形にしていくためにも、この国体を一過性のもものとせず、本県のスポーツ推進に大きな弾みとなる取組を盛り込んでいくこととします。そして、この開催基本構想による取組を進めていくことによって地域のきずなづくりにつなげ、地域の活力を生み、育んでいくことを目指してまいります。

先般亡くなりました、県体育協会の会長を務めていただいております岩名元議長が、チーム三重ということを繰り返しおっしゃっておられました。それは、選手、スポーツをする人、見る人、支える人が一丸となってチーム三重になるということと、国体を通じて地域が一体感を持って、これから厳しい環境の時代になるかもしれないけれどもチーム三重として頑張っていってほしい、そういうことで、岩名元議長は何度もチーム三重とおっしゃいました。そういうような思いも開催基本構想の中に入れていきたいと思います。

いずれにしても、策定に当たりましては、国体三重県準備委員会での審議を中心としつつ、県議会をはじめ、市町や関係団体など、できる限り多

くの皆様の御意見を伺いながら策定していくこととしています。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、大きく2点について御質問をいただきました。

御質問との順序が前後いたしますけれども、まず、最初に開催基本構想の点から御答弁を申し上げます。

開催基本構想は、大会が県民の力を結集した元気な三重づくりにつながることを目標として、その目標を具体化するための取組を盛り込んでいきたいと考えております。

内容につきましては、開催基本方針の柱であります県民力の結集、簡素・効率化、情報発信と交流の輪づくり、本県のスポーツ推進を基本としながら策定を進めることとしております。

構想への思いでございますが、昭和50年の前回大会を契機として、オリンピックをはじめ、国内外で活躍する選手が多数輩出されました。今回の大会においても、大会の経験が県民の皆さんの財産となり、将来にわたり、私たちの目指すスポーツを通じた人づくりにつながるような内容にしていきたいと考えております。

私自身も、昭和50年のみえ国体は高校3年生で出場の機会を得ました。出場によって得ました多くの経験は、私自身の大きな財産にもなっております。こうした経験をさせていただいたことに感謝をしておるところでございます。

このような思いから、策定に向けましては、私自身が現場に足を運び、関係団体等をはじめ多くの方々の声を聞き、取り組んでいくべき方策を盛り込んでいきたいと考えておるところでございます。

続いて、2点目でございますが、中央競技団体の視察並びに会場地選定の状況でございます。

中央競技団体からの視察につきましては、来年度に日本体育協会から開催の内定を得るに当たって、施設の整備計画、競技運営計画、競技役員養成計画等について、具体的な指導、助言を得るために行うものであります。

時期といたしましては8月から今年度末にかけて受けることとなりますが、その対応に当たりましては、選手の力が十分に発揮できる環境が整備されるよう、また、会場地市町に過度な負担とならないように、県内各競技団体、会場市町と連携しながら進めていきたいと考えております。

各会場地の施設につきましては、会場地市町選定基本方針に基づき既存施設の活用を原則とし、各競技の施設基準を満たす施設を基本的には選定しておりますので、大規模な改修はないものと認識をしておりますが、視察を通じて指摘を受けた個別の課題につきましては、競技団体、市町と連携しながら対応していきたいと考えておるところでございます。

あわせて、会場地の選定状況でございます。これにつきましては、本年3月の時点で、正式競技が18市町で35競技、また、特別競技は3市でそれぞれ選定しておるところでございます。

未選定につきましては、施設の課題や自然の地形を活用するなどの課題があるといったことから、馬術、カヌー、ホッケー及び軟式野球の1会場について、現在、会場地の候補となる市町、競技団体などと調整を行っているところであります。これにつきましては、できる限り早期に会場地選定ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） ありがとうございます。

よく、思い、わかります。チーム三重、本当に岩名元議長、おっしゃってみえたなというのをまた改めて今思い出したところでありますし、先人のつくってきたこと、そして、選手がまさに指導者になり、多くの経験、感動、まさに未来につないでいけるように、さらに頑張って一致結束でしていただいて成功すること、達成感を与えること、大事だというふうに思います。

伊勢志摩サミットの答弁のように、県民総参加で、県民挙げてのそんな大会、大成功となるように私どももしっかりと応援をしていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目でありますけれども、インターハイと全国中学校体育大会の取組等々についてであります。平成30年のインターハイ、このことについてはまず、教育長をはじめ関係者の皆さんにお礼を申し上げなきゃならないなど、このように思います。

今まで私は幾度となく、口癖のように一つの競技でも多くというふうに申し上げてきて、今回15の競技種目になったと、このようにお伺いをしたところでありまして、本当によかったな、それが花開くように、今度はその取組を一生懸命していただきたいなど、このように思うところであります。

昨年もちょうど6月定例会議の中で一般質問もインターハイに関してさせていただきました。そのときに、昨年の末には開催承諾書を全国の高等学校体育連盟に出すとか、東海で開催基本計画を策定するとかというふうなお話がありましたけれども、ここでは、今、準備委員会を立ち上げていただいておりますけれども、あのとき私は、そんなものはいいいから初めに実行委員会を行ったらどうやと、このように申し上げたんですが、実行委員会、これの移管時期はいつなのか、どのような体制でやろうとされているのか、教育長にお伺いをしたいというのと、三重県開催基本構想というものも策定を予定されていると、あのときに答弁があったというふうに思いますが、どのような考え方をされているのか、お伺いをしたいと思います。

そして、全国中学校体育大会、全中の大会でありますけれども、これも1年前に平成25年に行った部分の検証と総括ということで質問をさせていただいて、ここに答弁のあれがあるわけですが、いろいろないいことも書いていただいているんですけども、まだまだ工夫する必要の部分があったよねというのは、来県者の方とか、そういうような部分だったというふうに思います。

私は、県民の皆さんへの周知が欠けているからちょっと盛り上がり欠けていたのではないかと、こんな言い方をいたしましたけれども、教育長自身もそんなに早く来るとは思わなかったんだろうとは思いますが、そのことをどのように考えているのかお伺いをしたいというふうに思うところであります。

特に、国体の前ということもありますし、全国中学校体育大会で活躍をされる中学3年生と2年生の、そこら辺の選手ならば、ひょっとすると国体にも中心的な選手で出ていただけるのではないかなど、こんな思いもしているところでもあります。まさに活躍をする晴れの舞台が大きくなればなるほど人は成長していくんだと、このように思いますから、そんな中での回答をいただきたいのは、まず、先ほど申し上げたことと、そして、前は3競技でしたよね。柔道、新体操、そして、ソフトボールでしたか。今回もその倍ぐらいいは、もう国体の前ですもん、そんな思いで取り組んでいただくのが私は大事なことだろうというふうに思います。

そして、質問の最後は、平成25年にあったあの大会の反省をどうやって生かしていこうとされているのかお伺いをいたしたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 議員からは、インターハイと全国中学校体育大会について御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、全国高等学校総合体育大会、インターハイでございますが、高校生が日ごろの成果を発揮する、憧れの最高の舞台であり、開催期間中には、選手、監督、役員や保護者など、30万人以上の方々の御来県が見込まれます。

また、平成33年、国民体育大会の開催に向けて、インターハイを県民一丸となって進めていけるよう、国体常任委員会と同様の関係機関、団体の組織を持つ平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会を本年5月に設立いたしました。

準備委員会では、本県で開催する15種目の会場地について7市1町と決定するとともに、六つの専門委員会を設置し、6月26日には広報・報道・おもてなし専門委員会と競技専門委員会の第1回会議を開催いたします。

加えて、本大会を盛り上げるために、大会を象徴し、多くの人々に親しまれる愛称、スローガン、シンボルマークなどの募集を、6月15日から東海4県で行っているところです。

今後、準備委員会では、本県の特徴を生かした開催基本構想を策定してい

きます。その中でも、これまでの開催県にない取組といたしまして、一つは、高校生が大会の開催準備、運営にかかわり、多くの感動や達成感を味わうことができるよう、高校生活動専門委員会を設置し、その活動を支援いたします。

2点目は、三重の魅力発信を積極的に進めるため、観光連盟をはじめとする県内のあらゆる主体と連携し、おもてなし活動を進めてまいります。

そして、平成28年3月には準備委員会を、知事を会長とする実行委員会へ移行し、基本構想の策定など、本格的な体制整備を図ることとしております。

平成30年のインターハイ、平成32年の全国中学校体育大会、平成33年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の地元開催により、三重の子どもたちが1人でも多く全国規模の大会で活躍できるよう競技力の向上に取り組むとともに、県民の皆さんが夢と感動を味わい元気になるよう、中学校体育連盟、高等学校体育連盟及びスポーツ推進局などの関係者と連携しながら最高の舞台づくりを進めてまいります。

続きまして、全国中学校体育大会の開催に向けた準備状況について御答弁申し上げます。

平成32年度全国中学校体育大会につきましては、公益財団法人日本中学校体育連盟が本年3月27日に東海4県で開催することを決定したところです。

全国中学校体育大会の東海4県での開催は、昭和62年以降、平成25年までの間で4巡しておりますが、本県では、16競技ある中で、いずれもこれまでは3競技の開催にとどまっております。

今後、東海4県の教育委員会並びに中学校体育連盟が、施設整備や大会運営を担う役員及び登録生徒数、これまで各県において開催された競技の状況等を考慮し、調整の上、決定していくこととなります。

本県にとりましては、平成32年の全国中学校体育大会はインターハイの2年後に開催されることから、インターハイの開催で盛り上がったスポーツに対する機運やおもてなしの心、大会運営のノウハウなどを全国中学校体育大会でもしっかり引き継いでいきたいと考えております。

なお、議員からも指摘がございましたが、平成25年大会では広報や来県者へのアプローチに工夫が必要であったということから、ITの積極的な利活用など、広報や情報発信の取組を強化することを通じて、開催市町だけでなく全県的な盛り上がりにつなげていきたいと考えているところです。

また、翌年の平成33年には国体及び全国障害者スポーツ大会が開催されることから、全国中学校体育大会をそのプレ大会と位置づけ、しっかり盛り上げていくとともに、競技力の向上においても国体の成果につなげられるよう、選手の強化及び指導者の育成に取り組んでまいります。

そのためにも、議員からも御指摘がございましたが、これまで3競技であった本県開催について、平成32年の全国中学校体育大会では、これまで未開催であった競技や国体で開催される競技を見据えながら、一つでも多くの競技が開催できるよう、前スポーツ推進局長としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、この一連の3大会が本県の子どもたちにとって、スポーツの持つ価値を共有し、する、見る、支えるといった様々ななかかわりを通じて夢と感動を味わい、元気になるような機会としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） ありがとうございます。

競技数、インターハイからいきますけれども、このインターハイは、ほかの県ではない、そんな強みを持つ大会になると思うんですね。平成28年にまさにサミットが行われる、その三重県、ほかのところでは絶対ないわけで、そして、この競技というか大会も毎年毎年行われていく、だんだんという盛り上がりもあるわけでありますから、この部分について、いま一度革新的な大会をやるやないかと、そんな思いを持っていただきたいと思います。

その中で、この種目のものは、先ほどもちょっとありましたけれども、これまで3種目だから3種目なんだというような考え方の中でいくと、前例踏襲

された、そんな形のものになっていくのではないかな、そんな張り合いの悪いことではあかんわけでございまして、県民の皆さんに感動を与えていただいて、この地域が、三重県が元気になろう、このように知事も思ってもらっていますし、そんなビジョンもあるわけですから、それに向かっていく。

その中では、例えばインターハイのほうですよ。インターハイのときに各会場に小・中学生を呼ぶというか見学をさせる、じかにそれを見せる。全国の高校生のお兄ちゃん、お姉ちゃんらが頑張っている。ああ、こんなことがあるんだということを感動させていくということや、また、運動するそのきっかけにしていく、それが全国中学校体育大会やら国体につながっていくんだというふうに思いますから、一回そんなこともしてみたらどうかというふうに思うのと、おもてなし、まさにそうだと思います。

平成28年にはサミットがある。そのときにいろいろな形の中で、三重県の持つ強みである食も含めていったところでのおもてなしがやれる、それをもう一度ここでしっかりと展開するというのも一番重要なことではないのかなと思いますけれども、この点についてはいかがですか。

○教育長（山口千代己） 議員からも指摘いただきましたが、小・中学生の会場での試合観戦でございますけれども、市町教育委員会の協力も得なければいけません、本県出場選手と一体となって、自分たちの先輩あるいは一緒にやってきた仲間をしっかりと応援できるような、そんな機会の設定とか、あるいは、高い技術や最高のプレーを目にし、刺激を受けることでスポーツの取組意欲が高まったり、あるいは本県の競技力の向上につながると、そういうようなことも含めて、今後、実行委員会で策定を予定しております基本構想の中に盛り込みながら、チーム三重でしっかりと共有したいなと思っております。

そして、おもてなしにつきましては、これは日ごろからの取組が大切かなと思っております、高校であれば職業高校の中でいろんなことがやれるだろうし、あるいは、運動部活動の子どもたちにとってはそれもやれるし、あるいは、文化部活動の子どもたちにとっては、吹奏楽だとか、あるいは合唱

だとか、様々な広がりを持った取組ができますので、そういう点についても留意しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） まさに私もそのとおりだと思います。人づくりはそんなところから始まるのかなと思いますし、特に小さいときに、先ほど申し上げたけど、大きい舞台に上げて、そこで活躍をし、頑張ろうという気持ちを持っていただくことこそが、また、この三重県の発展にもつながっているんだというふうに思います。

そして、先ほど言われた、やはり3競技は3競技やと言われるのではなくて、この後、後のほうでまた申し上げますけれども、国体の競技も増えるんですよね、国体の競技も。オリンピックの競技種目にそれを合わせていくというので、今度9種目でしたか、増えるんですよね。そんなこともあって、またこれ、後で申し上げますけれども、そんなことも思いながらも、そうなれば、子どもたちにまだやっていない競技をさせるとかという、そのチャンスを与えることも教育委員会の仕事だと思いますので、そのことも含めてお願いをしたいと思います。

そして一つ、報告というか、今、教育委員会で公立学校の教員採用、これにおいて、スポーツ特別選考を行っていただいています。この間もいいお話をお伺いしました。平成26年4月に県立高等学校の保健体育科で新規任用された先生、任用されてから間もない8月のインターハイへ指導者として行っていただいた。何の種目やというともうややこしいので言いませんけれども、行っていただいて、女子の団体で7位という入賞をしていただいた。本当に驚くようなと言うと失礼ですが、本当にすばらしい、見事な成果も上げていただいたんだというふうに思います。これは当然その先生の本人の技術力とか、また、努力といったものには本当に敬意を表するところでありませうけれども、また、選手というか子ども、そして、また、関係者、本当に大喜びで、特に子どもというか、選手というのは目の色も変わるほどうれしく、

よし、やるぞと、このような思いになったと、このように伺っているところ
であります。

今後も、これも一つの手法として入っていることでありますけれども、ほ
かにもいろいろなまた手法があると思うんですね。前も申し上げたけど、
オリンピックの選手を連れてくるとか、いろいろな形のもの、実際できるか
できないかはわかりませんが、初めから諦めることなく、今回のこの
いい例を参考にして取り組んでいていただきたいなど、このように思いま
す。

そして、スポーツ特別選考は保健体育だけではなくて、ほかの教科であ
っても、そのような選手というか、指導者はみえるのではないかな、このよ
うに思うところではありますが、簡潔にコメントをいただければと思いますが、
いかがでしょうか。

○教育長（山口千代己） 現在は保健体育の枠の中でやらせていただい
ておりますが、そのほかの教科ということでございますが、検討課題というこ
とでさせていただきますかと思っております。

いずれにしましても、採用される教科の専門的知識が必要かなと思いま
すので、そのあたりの兼ね合いだと思っております。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） 検討するは75%やったか。とにもかくにも前へ進めて
いって、そんな気持ちに子どもたちをし、みんながその雰囲気になるように
頑張っていたいただきたいというふうに思います。

次に、（3）の成年選手、いわゆる「なるねん」選手とも言われますけれ
ども、競技力の向上と支援ということについてお伺いをしたいと思います。

まず、今年が和歌山県で国体が行われるということでもあります。第70回
のわかやま国体、我が三重県勢は、総合成績を20位台、大きな目標を持って
おりますし、男女総合得点1000点を獲得しようやないか、この大きな目標が
ありますけれども、私もぜひとも頑張っていたいただきたい、それを達成してい

だきたい、このように思いますが、情勢はいかがなものか、スポーツ推進局長にお伺いをしたいというふうに思います。

そして成年選手の競技力についてでありますけれども、全国のトップリーグで活躍する三重県のチームというと、例えば伊賀FCくノ一、また、三重バイオレットアイリス、ハンドボール、そして、ホンダヒート、ラグビー等々あります。また、デンソー大安製作所の女子駅伝というのもありますけれども、全体的にレベルとしては、全国的には低位にあるんだと、このように競技力向上本部が分析をされているようでありますが、ですから、今度の平成33年の国体、ビッグチャンスとして頑張っていたきたいんだと、このように思うところであります。

例えば吉田沙保里選手、世界最強、霊長類最強とも言われておられる女子レスリングでありますけれども、もとを正せば昭和50年のみえ国体のときに、吉田選手のお父さん、縁あってこの三重県庁に奉職をされていたということが今の吉田沙保里選手につながっているんだ、このように思うところであります。

今、競技関係者の方からいろいろお声を聞きます。強い選手を育てても、受け入れていただくような、そんな企業がないんですよとか、県外の出身者でありながらも、三重県に来て競技をしたい、こんな選手がおるんだけれども、その受け入れ先、どうにかならんでしょうかねと、こんな私にでもいろいろお話が入ってくるところであります。こうした選手の受け入れ先、やはりそれは競技団体が主体的にというふうなことになるのかもしれませんが、そういつてもなかなかそんな調子よくいかないというのが現実であります。

そのことでスポーツ推進局長にお伺いをいたしますけれども、この種の相談はいろいろスポーツ推進局長のほうが平生から相談を受けてみえるんだと思いますが、まず、国体に向けてとして、成年選手、県内外、また、国外の選手の受け入れということも考えながら、どのような取組を行っていかうとされているのか、また、行っているのか、お伺いをいたしたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 2点御質問いただきました。

まず、1点目でございますが、今年わかやま国体に向けての現在の状況でございます。

この4月以降といいますか、3月からは、少年のほう、高校生でございますが、全国高校選抜大会でテニス男子の四日市工業高校や、ソフトテニス男子の三重高校、また、個人競技でもレスリング、ウエイトリフティングでも優勝者が出ております。

こうしたことで、多くの競技種目で入賞を果たす活躍も見られておりますので、少年選手強化の手応えを感じておるといふ、そういったところでございます。

さらには、県内の企業やクラブチームにおきましても国体入賞へ向け取り組んでいただいております、その中でも、4月以降、全日本社会人大会や日本リーグ等において既に昨年を上回る成績をおさめているチームもあります。

こんなことでございますので、競技団体の思いは国体入賞へ向け、徐々にではございますが醸成されてきているというふう感じております。

こうしたことから、県体育協会とも連携を図りながら競技団体の競技力向上に向けた取組を支援し、今年わかやま国体では、大変厳しい道のりになることは承知しておりますが、県内の競技団体や関係者がチーム一丸となって、まさにチーム三重で取組を進め、強い気持ちを持って20位台を必達の目標としてまいりたいと思っております。あわせて、天皇杯得点1000点の獲得を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、2点目でございますが、成年選手の県内定着に向けた取組でございます。

実は昨年度の長崎国体におきましては、少年種別の獲得得点が289.5点、一方、成年におきましては144.5点と低位になっておるといったことでございます。こうした状況は三重県競技力向上対策本部の競技力向上対策委員会

においても指摘を受けておるところでございます、まさに成年選手を受け入れる体制が整っていないと、そういったことが原因の一つであると意見をいただいております。

こうしたことから、今年度から公益財団法人三重県体育協会と連携を図りながら、県内出身者や県外の国内トップレベルの選手が県内に定着できるよう、就職支援に向けた取組を始めたところでございます。現在、競技団体に対して、成年選手の確保、チームを構成する時期を踏まえ、選手強化の方針や年次計画等の作成に向けた聞き取りを行っております。

あわせて、県内商工関係団体とも連携を図りながら、企業、事業所等を訪問し、選手の受け入れについて理解を求めているところでございます。

さらには、競技団体を通じまして、国内の優秀な選手が所属する大学等に対しましても本県の取組を説明し、選手の本県への就職を促す取組も進めております。

今後は競技団体の意向を踏まえながら、選手と企業、事業所等とのマッチングを図ることで、多くのトップアスリートが県内に定着できるよう、取組を進めてまいりたいと思います。特に団体競技におきましては、企業、事業所ごとにチームを持っていただくことを目指すわけでございますが、一つの企業、事業所でチームを抱えることが困難な場合は1社で1名ないし2名を雇用するような形態のクラブチームの結成も視野に入れた取組を進めてまいります。

こうした取組もあわせながら、成年選手の競技力向上に向けた支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） ありがとうございます。

国体のほう、和歌山、本当に取組、大変だというふうに思いますけれども、大きな目標を立てられたことは、私、大正解だと思います。ですから、どうやってやろうというのが、先ほどの競技力の委員会とか、いろいろな形の中

での取組をしていただいている。その結果も、先ほど言われたように、少年やいろいろな形の中でその結果も出てきているわけですので、チーム一丸となって、まさにチーム三重で頑張ってください、岩名元議長のことを思えば、この年に本当に目標を達成していただくように、心からお願いをしたいと思います。

そして、成年選手の関係でありますけど、今、三重バイオレットアイリス、ハンドボールの鈴鹿でありますけど、フェイスブックを見ると各選手が、自分が勤務する、その企業の紹介をそれぞれがやっているんですよ。フェイスブックに写真を上げて、ほかの仲間の従業員の方なり、また、幹部の方と一緒に写真を撮って、私は今ここで仕事をさせていただいて頑張っているんですよというふうな形のものもあるんですけど、そんな形のもの一つ県民の皆さんに知っていただく、皆さんに知っていただきながら応援をしていこうという、そんな環境をつくるのもいいことかなというふうに思います。

そして、スポーツ推進局がこれは主でありますけれども、そこばっかが苦勞せんでもいいわけでごさいます、特に県庁としては雇用経済部、廣田部長のところであったり、また、教育委員会はもちろんのことでもありますけれども、横断的な形の中で、ほかの団体、体育協会とか競技団体もありますけれども、そこら辺の中での綿密な連携、それも図っていただきながら、まさに我が三重県の人材、財産としてのそれを確保すると、そんな思いも持っていて、いろいろな取組、人のことでもありますし、企業の相手さんのみえることでもあるから大変なことだとは思いますが、そんなマッチングができるように努力をしていただきたいなと、このように思うところであります。

そして、成年選手の一歩の支援は、やはり財政的な、そんな支援もあるかと思えますけれども、私はもっと、そんなのではなくてやはり、選手たちの試合日程、チームの試合日程、練習の日程、それを県民の皆さんにもっと知ってもらおうことやと思うんですよ。そして、常に選手と県民の皆さんと一緒にいるというような、こんな環境づくりをしていく中で、選手の皆さんの

活躍を知って、見守って、そして応援をするんだ、これが一番の支援になるのかな、このように思っておりますので、そんなことも含めながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

次のやつをやると時間がないかもしれませんので、後にします。

それでは、次は（４）の女子選手、これの競技力の強化対策と新種目への対応ということでさせていただきたいと思います。

まず、女子選手の競技力の強化と育成策ということでありますけれども、本県の競技力の課題に女子の競技力の低迷があると、このように、ちょうど私が昨年、前年度、総務地域連携常任委員会に所属をしている中で、スポーツ推進局のほうからその説明があったところであります。まさに、国体の成績ばかり言うのではありませんけれども、大きな問題というか、課題であるかなと。みんながそれを持ちながらもそれに取り組んでできているところでもありますけれども、このことについていま一度、どのように分析をして今後どうやって対応していくんだということについてお聞かせをいただきたいと思います。

そして、先ほどもちょっと競技種目のことを申し上げましたけれども、国体において、東京オリンピックの競技種目に合わせて新たに九つの種目が追加をされるということであります。男女で導入されるのが３種目、そして、女子のみで導入されるのが６種目ということでありまして、この新種目の一部は、今年は和歌山県の国体でありますけれども、来年は岩手県の国体で、その一部がそちらでも導入をされるんだ、そして、平成29年、その翌年は愛媛県が国体の会場地でありますけれども、そのときにはもう、この競技種目、オリンピックに合わせた競技種目が９種目とも行われるんだ、このようにも伺っているところでもありますけれども、我が三重県にとって、これは大変大きな課題、問題になるのではないかな、このように思います。

新種目が導入されるということではありますが、三重県としてどのようにこれについて対応していくのか、その方策ということをお伺いしたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） それでは、女子の競技力の関係で答弁をさせていただきます。

まず、女子の競技力でございますが、昨年の長崎国体を例にしますと、皇后杯の順位が38位であったと、そういった結果でございます。このことは、女子の選手が中学校卒業後、競技を継続できていない実態など、女子の競技人口が少ないことも要因の一つであると、こういったことが考えられるところでございます。

こうした競技人口が少ないという実態を受けまして、本年度新たに女子の競技力向上に向けた取組の充実を図るため、中学校、高等学校が合同で練習をする機会を設けることで中学生が高校運動部の活動に理解を深め、継続して部活動に取り組むきっかけとすることや、成年選手につきましては、県内外のトップ選手が県内へ定着できるよう、取組を始めたところでございます。

さらには、三重県体育協会と連携をしましてみえ女性スポーツ指導者の会を設立いたしましたして、女性アスリートを取り巻く環境について実態を把握するとともに、競技を継続していくために必要となる調査研究に取り組むこととしていきます。

また、女性アスリートには、妊娠、出産など、女性が抱える特有の課題があることから、県産婦人科医会の協力を得まして、指導、助言を受けられる相談窓口を、9月をめどに開設いたします。

これらの取組を通じて女性アスリートが競技を継続できる環境を整えていくとともに、競技団体が行う合宿や遠征などの強化活動を支援してまいります。

続きまして、新たに追加される新種目への対応でございます。

先ほど議員からも御紹介いただきましたように、いわて国体から六つの競技がいよいよ導入をされるということになっております。

本県におきましては、レスリング競技のように、ジュニア期から女子を含めた発掘、育成に取り組み、一定の成果を上げている競技団体がある一方で、

新たに導入される競技種目の多くで競技人口が非常に少ない現状にあります。

こうしたことから、当該競技団体とは十分連携を図りながら、新種目の競技人口が増えるような体験会を開催し、その後の選手強化につながるような取組につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〔38番 館 直人議員登壇〕

○38番（館 直人） ありがとうございます。

女性の選手の競技力の関係については本当にいろいろな取組をされていてここまで来ている。それを積んでいってこれから花が開いていくんだろうというふうに思いますし、関係される多くの方々、協議をいただきながら取組を進めていただきたいというふうに思いますし、新たな種目、例えばこれまでもその種目に対して子どもたちにチャンスを与えようという取組も行われてきたところでありますが、どんなものがあるかといいますと、水泳という水球が出てくる。そして、ボクシング、そして、バレーボールというビーチバレーというような形のものがあったり、あと、ラグビーの7人制、自転車、ウエイトリフティング等々、いろいろなものが出てくるわけございまして、全ての形の中で、国体がまたオリンピックの一つのステップアップのための大会になっていっているんじゃないかなというふうな思いもするところでもありますけれども、そこら辺についてもいかなものかと思いながらも、これが現実ではあるわけでありますから、このことについての取組もよろしくをお願いをしたいと思います。

それで、もう時間もあれですので最後に5番目でございますが、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略とスポーツ施策ということであります。

鈴木県政、知事の中でのスポーツ施策というのは、これまでとまた違うものだと私は思っています。例のみえ県民力ビジョンの話も先ほど一番初めにさせていただきましたけれども、現在、今、議論をしておりますのが県の人口ビジョン、そして、まち・ひと・しごと創生総合戦略、このことが、スポーツ施策、鈴木知事の言うスポーツ施策がそこへ通じるものではないのか

など、このような思いをしているところであります。

それは、今までの申し上げてきた人づくりのことから含めていったときに、そうだろう、そんなことだからというふうな思いがするからであります。

私も今、戦略企画雇用経済常任委員会に所属しております、この間というか、先日、所管説明の中でこの計画書を見せていただきました、中間案でありましたけれども。それをちらっと見ておりましたら、唯一一つ、地域連携部スポーツ推進局というのが出てきたんですね。20番目の地域の魅力向上という中でスポーツが云々ということは、自然、歴史、文化、食、スポーツなどの地域資源を活用した交流促進、まさにこれやないかというのは唯一これだけなんですけれども、唯一これなんですとそんなに言わなくてもいいですが、このことについてどう思うかということなんです、私もこの委員会の所属する委員ですのでここで議論をするのはいかがなものかと思いがらいるんですが、スポーツを通じてというふうな形の中でいけば、今まで申し上げてきたこと、知事もそうさうだ、ビジョンもあるやないか、そんなことも御理解をいただく中では、もう少ししっかりと、最終案には記載がいただけるようにしていただきたいな。常任委員会の中でも私は議論をする立場にありますから、今ここで答弁を求めるといってまたややこしいことになるかもわかりませんが、そんな思いで私はこれを読ませていただきました。

一度、知事、また、部長も関係部局等としっかりと協議をいただいて、その部分についてももう少し頑張るわねというようなしっかりとした記述をしていただきたいことをお願いしたいと思います。

もう時間もあれでございますけれども、私もスポーツのことでこれまでいろいろ、まさに知事も議論をし、取組もさせていただいていると自分は思っております。

そして、さきの選挙のときであつたり、これまで県政報告やいろいろなことをする中でも、地域の皆さんからいろいろな思いや意見、また、おしかりもいただくわけであります。

その中で、いろいろ言われることを私なりにまとめると、三重県がこれからの国のあり方に先鞭をつけることなんだよ、このようなことを言われました。先鞭って何やといたら、他人より先に着手して道をつけることだと、このようなことであります。

これから大規模スポーツ大会のイベントがありますけれども、それよりも、それで地域をつくっていこうとする三重県でありますから、国体においての天皇杯、皇后杯の獲得をして総合優勝をとろうと、その達成感を持って次の地域づくりをしていく、よくわかります。わかりますけれども、それが必要や、しかしながら、競技、勝負ということもさることながら、来ていただく方の交流の場、友好の場、楽しめる場、大きな思い出をつくっていただく場にするこも、館、もっと大事なことがあるんだろう、それには三重県の多様な文化も理解をしていただくように発信をしなければならいだろうというお話もいただいております。

まさにスポーツの祭典は文化の祭典なのかなと、こんな思いの取組もしていただきたいと、このように思いますし、三重国体、それまで続くいろいろな形の中での取組、大会がありますけれども、やはりあの国体、三重県の三重国体で国体が変わったな、地域が変わったな、このように言われるようにチーム三重として頑張ってくださいことを心からお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

津村衛議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚といいます。大変お疲れのところ、関連質問をさせていただきたいと思ひます。

今日は津村議員の河川堆積土砂撤去の推進についてに関連いたしまして、河川における公共工事と内水面漁業権について2点ほどお伺いをしたいと思

います。

まず、河川における公共工事を行うに当たり、内水面漁業権を有する漁協との調整についてですが、治水対策や災害復旧に対して県管理区間において11月から5月まで工事ができるということなんですけれども、漁協の要請の中で3月までしか工事ができないという地域があります。その結果、事業の遅れにつながったり、あるいは自治体の予算編成にも影響を与えているということなんですけれども、水産資源の保護や環境保全とともに、その一方で、県民の生命、財産を守るための事業推進を進めていくための調整を県としてどのように果たしていくお考えなのか、県内の実情や市町の声をどのように把握されているかということもあわせて答弁を求めたいと思います。

次に、内水面漁協と公共工事の請負事業者との間の関係性について1点お伺いをしたいんですけれども、河川における公共工事を請け負った事業者からは協力金という名目で金品を求められるということが長年の慣行になっているというふうなお声もお聞きいたしました。県民の血税をもとに公の仕事を発注する立場の県としてこの事実を認識されているのかどうか。

この2点、お伺いをしたいと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 内水面の漁業権について、まず、お答えをいたします。

漁業権は、漁業法の規定に基づいて管轄する都道府県知事、三重県知事ですが、免許するもので、一定の水面において特定の漁業を一定の期間、排他的に営むことのできる権利とされておりまして、したがって、あらゆる目的のために水面を独占専用するものではございません。

ただ、漁業権は物権、いわゆる物の権利とみなされますので、漁業侵害をやめるよう請求する権利、それから、漁業権を侵害しないように措置を要求する権利は認められております。

また、内水面は海面に比べて資源の回復力が非常に弱うございますので、そういった権利の取得に当たりましては対象魚種の放流が義務づけられております。

以上でございます。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 河川工事において漁期などに配慮することは一般的なことと考えておりまして、伊賀地域などにおいて工事実施に大きな影響が出ておるとは把握しておりません。工事着手前に、工事の実施時期でありますとか河川環境保全のための仮設工事あるいは施工方法について内水面漁業権者との調整を行い、必要な工期を確保した上で工事を実施しております。

今後とも、工事着手前でありまして仮設工事完了時など、適切な時期に調整を行い、工事を実施していきたいと考えております。

また、施工業者と漁協との協力金のことについてのお伺いがあったかと思いますが、県といたしましては、施工業者と漁協との間の協力金のことについては承知はしておりません。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○**8番（稲森稔尚）** 施工業者との協力金の話なんですけれども、これまでの長い行政経験の中で一切見聞きしたことがないという理解でよろしいでしょうか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 先ほども言いましたように、県が河川等において工事を行う場合、河川環境への影響を最小限にとどめるため、様々な措置を講じております。その中で、地域に応じた対策、適切な対応を実施するため、その地域の河川の環境に精通をした方からの助言をいただいております。助言に際して、県からの要請を行い立ち会いを行っていただいておりますので、協力金ではなく報償費としての立ち会い費を支払っておる事例はございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○**8番（稲森稔尚）** それは、県から立ち会いの名目で漁協に支払っているものだと思うんですけれども、請負業者と漁協との関係は把握していないということなんですか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** そのような協力金については承知しておりません。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 今、公契約という考え方が非常にこの県議会でも議論があったかと思うんですけども、やはり県民の税金を原資として行われる契約については事業者やそこで働いている人が保護されなければならないという考え方があるかと思うんです。県は把握していないということですけども、今のような長年の慣行が仮に続いていくとするならば、短期的に見ればいいかもしれないんですけども、本来保護すべきものとの境目が県民にとっても非常に不透明でして、しっかりとこのことを見直していかないと、長期的に見ても長続きしないような関係性に間違いなくあると思うんです。物すごく不透明なんですよね。

和歌山県のほうなんですけれども、2013年に和歌山県が、公共工事に伴う漁業被害に対して事前補償を求めたり、いかなる名目においても事前に金品を求めない、そういう通知を出したり、漁協なり、県の建設業協会に対しても求めに応じる必要はないという通知を和歌山県も出しているということなんですけれども、やはり、そういう関係性を見直していくということは河川がより住民に近いところで、県民の安心・安全を守っていく事業の円滑な推進のためにもつながってくるかと思うんです。

その点について、今の和歌山県の事例も含めてどのような御所見をお持ちなのか、それから、やはりこの実態についてを、当事者、業者なりから調査すべきやと思うんですけども、その点についての御所見を伺いたと思います。

○県土整備部長（水谷優兆） 河川工事を円滑に進めていくことについては地域住民にとっても非常に重要なことですので、河川工事については円滑に進められるような取組は引き続きやっていきたいと考えております。

実態についてでございますが、これについても過去から様々な議論等があっただけで現在こういう状況になっておると考えておりますので、もう少し状況を注視していきたいなというふうに思います。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 状況を注視じゃなくて、やっぱりそういう和歌山県のやられていることとかをしっかりと踏まえていただいたり、建設業協会の方とか事業者の方とか市町の声というのをぜひ酌み取っていただきたいと思うんですけども、もう少し前向きな御答弁をいただけないものでしょうか。

○県土整備部長（水谷優兆） 他県の取組については引き続き研究をしていきたいと考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） もう研究と言われたらやってもらえる可能性が1%ぐらいになってしまうのかなという、私のわずかな経験なんですけれども。いざれにしましても、よく市町の声も聞いていただいて、業者の声も聞いていただいて、しっかり県が内水面漁業権の本来守らなければいけないものはどこなのかというところが非常に不透明ですから、農林水産部長にもお伝えしておきますので、今後の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時25分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第2、諮問第1号を議題といたします。

本件に関し、健康福祉病院常任委員長から、委員会における審査の経過と

結果について報告を求めます。石田成生健康福祉病院常任委員長。

〔石田成生健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました諮問第1号、諮問につきましては、去る6月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、審査請求を棄却すべきである旨、答申すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

諮問第1号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、審査請求を棄却すべきである旨、答申すべきであります。本件を委員長の報告どおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本件は委員長の報告どおり答申することに決定いたしました。

意見書案審議

○議長（中村進一） 日程第3、意見書案第4号安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会

付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。31番 小林正人議員。
〔31番 小林正人議員登壇・拍手〕

○31番（小林正人） 自民党の小林正人でございます。

会派を代表させていただきます、意見書案第4号に反対の立場から討論をさせていただきます。

政府は、今回の意見書案にもあるように、安全保障関連法案を国会に提出し、現在も審議が継続中であります。言うまでもなく、我が国は国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する必要があります。

そのためには、これまで整備されてきましたPKO協力法や周辺事態法について一括して見直し、新たな法制度を整えることが必要不可欠であり、国会においても、より詳細に、また、具体的かつ専門的に議論を重ねるため、衆議院に特別委員会を設置し、検討が進められてまいりました。

このようなことから、今回提出されました意見書案文中にある、審議を簡略化、国会での徹底審議を避ける、結論ありきで法改正を強行しようとするという文言は適切ではないと判断いたします。

また、平和安全法制整備法案では、武力行使に関する新3要件に基づき、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも自衛隊の出動を認めているが、国会での議論を通じてその要件が曖昧であり、歯どめとして機能していないとありますが、このことに対しましても、例えばむやみに自衛隊を出動させることができないよう、国際貢献でも参加5原則等を満たす場合に限られ、外国の軍隊への後方支援は国会の承認を得なければならないとありますし、新3要件も改めて申しますと、1、我が国に対す

る武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、3、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととあります。これらの要件を満たすことに加え、国会の承認も必要と、十分厳しい歯どめがあると考えます。

しかしながら、昨今これらの法案に対し、世論調査において賛否が分かれ、その理由に政府からの説明が不十分であるということが大半を占めております。また、衆議院憲法審査会において、集団的自衛権の行使を容認する解釈及び関連法案について違憲であるという指摘がなされたことは事実であります。

このようなことに鑑み、我々自民党会派といたしましても、さらに国会でのこれまで以上の議論や慎重な審議、国民への十分な説明等を求めることと、その議論や動向を注視した上で、県議会独自の議論や調査の時間が必要であると判断をしたところであります。

したがって、今回の意見書案に関しましては、タイトルにもありますように慎重審議を求めるということには賛同できるものの、さきに話させていただいた内容、文言が不適切、県議会独自の調査並びに議論の時間を充実させるべき、国会の審議日程も6月24日からかなりの期間延長されそうであり、以上の理由からこのタイミングでの提出は時期尚早と考え、反対をせざるを得ないと判断をいたしました。

議員各位におかれましては、今回の反対という趣旨を十分御理解いただき、ぜひ御賛同していただきますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（中村進一） 29番 北川裕之議員。

〔29番 北川裕之議員登壇・拍手〕

○29番（北川裕之） 新政みえ、名張市選出、北川裕之です。

意見書案第4号安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案への賛成討論

を、発議をさせていただいた会派、新政みえを代表して述べさせていただきます。

昨年7月に政府は、憲法の解釈を変更することによって集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。戦後70年間、平和憲法のもとで我が国が貫いてきた専守防衛、そして、海外で武力行使をしないという大原則を、いとも簡単に時の内閣の判断で変えてしまうという暴挙に出ました。

私たちは、この立憲主義に反する決定に異議を唱える意見書を提出すべく、昨年の6月定例会月会議において提案をさせていただきましたが、残念ながら多数の合意を得ることができませんでした。賛成討論に立たせていただいた議員として、力及ばず、じくじたる思いが残っています。

さて、この昨年の閣議決定に基づいた安保法制に係る関連法案が現在、国会において審議されています。集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法をはじめとする安全保障関連法の改正案が10本並びに他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法案、合わせて11本が提出されています。

この関連法案に対して指摘されていることは、大きく3点あります。

まず第1に、それぞれ性格が異なり、多岐にわたる10本の改正案を無理やり一つに束ねて、平和安全法制整備案として提出していることです。本来は個別にじっくりと審議を行い、是非を問うべきものです。専門家でも戸惑うそれぞれの改正点をどれだけの国民が理解できているのでしょうか。存立危機事態、重要影響事態、駆けつけ警護など、皆さんはどれだけ説明ができますでしょうか。わざわざわかりにくく提案し、国民を幻惑させているとまでは言いませんが、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避けていると言われても仕方ありません。

第2に、武力行使に関して歯どめとなるべき新3要件をはじめとして、各法案に曖昧な点が非常に多いことです。総理や閣僚の答弁に食い違いがあったりと、国民に不安を与えています。政府として整理がついていないのか、はたまた曖昧さを残し、いざというときのために武力行使の判断に幅を持た

せているのか、疑念を抱かざるを得ません。いずれにしても、法律の適用範囲を定める例外規定は厳格であるべきと考えます。

第3には、これが最も重要な点ですが、そもそも論として、日本国憲法において日本が行使できるのは個別的自衛権のみで、集団的自衛権は認められていません。したがって、さきの閣議決定による憲法の解釈変更は明らかに立憲主義に反したものです。

折しも、去る6月4日に開催された衆議院憲法調査会においては参考人の憲法学者全員から、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について違憲であるとの指摘がなされたのは象徴的なことです。

国民の安全保障に関する考え方にはいろいろあると思います。私個人自身は個別的自衛権で十分対応できると確信していますが、昨今の国際情勢を見たときにそれでは不安だという声もあるのは事実です。しかし、百歩、いや、百万歩譲って集団的自衛権を認めるべきだとしても、この一連の法改正は許されない、やってはならない禁じ手です。

戦後70年間、平和憲法のもと、海外で武力行使は行わないという原則を大きく転換しようとする、我が国の安全保障政策を根底から変えようとするのであれば、国民的議論の上に成り立たなくてはなりません。こんな手法がまかり通れば、国会で多数を持った権力者が、憲法の歯どめなく、どんな法案も実現させてしまえるではありませんか。時の権力者を縛るのが憲法であり、権力者は憲法に基づいて政治を行わなければならないという立憲主義の否定であり、法治国家の根幹を揺るがす事態です。

安保法制は国会の議論であり、県議会がかかわるべきではないという声もあるかもしれませんが、国民の命にかかわることであり、立憲主義を大きく揺るがすこの事態を、法律や条例にかかわる議会人としては看過できることはありません。

共同通信社が5月30、31日の両日に行った世論調査によれば、安全保障関連法案への安倍政権の姿勢に対して十分に説明しているとは思わないと回答した人が81.4%に上りました。これが国民の今の声です。その声に耳を傾け、

慎重審議を求めるこの意見書にぜひとも賛成いただき、国会での採決が行われるまでに国に提出させていただきたく心からお願いし、賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党の岡野恵美です。

政府は、今国会の会期を延長してまで、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案を通そうとしています。しかし、国民世論は、政府は法案の内容について十分に説明していないが、共同通信社の調査で81.4%、読売新聞で80%が説明不足と感じ、今国会での成立に反対が読売新聞で59%と、反対の意見が多数となっています。

日本共産党は、この法案は三つの危険性を持っていると考えています。

①違憲立法であること。このことは、衆議院憲法調査会に呼ばれた3人の憲法学者が3人とも憲法違反だと言っています。

②異常なまでにアメリカに従属していること。この間の国会の質問でも明らかになったように、日本の歴代首相は、アメリカの武力行使に国際法上違法な行為として反対したことは一度もありません。

③戦後の国際秩序を壊し、歴史の逆行という点です。今、世界は戦後70年に当たり、日本の首相が歴史問題にどういう基本姿勢をとるか、注目しています。しかし、日本の安倍首相は、日本が過去に犯した侵略戦争も、間違った戦争も認めません。そして、海外で戦争する国への道を暴走しようとしています。我が国だけでなく、これほどアジアや世界にとって危険なことはありません。

したがって、私たち日本共産党は、今回の法案は廃案にすべきものだと考えます。しかし、数の力で強引に戦争法案を通そうとする勢力に対抗するためには、たとえ慎重審議でも今の時期の提出が賢明であり、目的が果たされると思います、賛成いたします。

先日も日本記者クラブで、かつての自民党重鎮の皆さん、山崎拓さん、亀

井静香さん、武村正義さん、藤井裕久さんが、法案は国策を大きく誤ると会見しました。

皆さん、私は、自衛隊の基地のある津市選出の県議員です。母親の1人でもあります。どうか、自衛隊員、津市の若者を殺し、殺されることのないようにしていただきたい。この意見書案に賛同していただきますようお願いいたします。賛成の討論といたします。（拍手）

○議長（中村進一） 8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○8番（稲森稔尚） ただいま議題となりました意見書案第4号安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案に賛成の立場から討論を行います。

まず、本意見書案の作成に当たりまして、提出者の皆さんを中心に文言調整など、大変な御尽力をされてきたことは深く理解をいたします。その上で、慎重審議を求めることにとどまったことは大変残念に思いますし、とりわけ、国政における野党第1党が巨大与党の数の力にあらがい、政権奪還を目指すのであれば、政権与党の対立軸となり得るだけの対抗理念をはっきりと示すべきでありました。それは、平和憲法の理念と立憲主義を尊び、戦争法案は廃案しかないという多くの国民、県民と真に寄り添うことであり、だめなものほどこだけ慎重審議をしてもだめと言うべきでありました。

現在、国会で審議をされております、いわゆる安全保障法制は、昨年7月の集団的自衛権行使容認等の閣議決定と、この4月に合意した新日米ガイドラインを法的に担保するものであります。国際平和支援法案は、新たな立法なしに多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援するための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、存立危機事態の定義を定めて、我が国が攻撃されていなくても戦争に参加する集団的自衛権行使を可能とさせるものです。ほかにも、周辺事態法などの地理的制約は撤廃されて米国以外の軍隊も支援できることになり、PKO活動の際の駆けつけ警護が可能となり、武器使用権限も拡大されるなど、自衛隊の活動内容は大幅に変質をしております。

海外での武力行使を可能とすることを平和や安全であると私たち国民を欺

き、国会において与党推薦の参考人までもが憲法違反であると明言する違憲立法、戦争法案にほかなりません。

戦後70年間、平和憲法を高く掲げ、専守防衛に徹してきた我が国の安全保障政策を180度転回させるものであり、そもそも権力を国民意思として抑制しようとする立憲主義を全否定するこれらの法案は直ちに廃案にすべきであります。

安倍総理は切れ目のない安全保障法制が必要と強調しますが、平時の治安維持と武力行使との間には明確な切れ目を設けて、憲法に照らし、慎重に判断することこそが求められています。自衛隊が武力で対応するのは最終最後の手段としてきたのが平和憲法の大原則であり、切れ目なしに軍事力行使が行われ、歯どめなく武力が行使されることは、到底くみすることはできません。数の力でこの法案を押し通すならば、自衛隊が海外で戦争できるような本格的な軍隊として再編成されていくことにつながります。

折しも、今年には戦後70年の年です。先人たちの努力によって、戦争によって他国の人を傷つけず、日本の若者も傷つくことがなく、平和を維持してきました。平和国家であり続ける道こそが日本国民の世界に対する責任であり、子どもたちの未来への希望につながるものだと考えます。

平和国家の根本にかかわる問題を数に頼んで国会の拙速な議論で行おうとすることそのものが暴挙であり、慎重審議とは相反することが国会において行われていることも紛れもない事実であります。よって、本三重県議会が全国の都道府県議会に先駆けてこうしたことに深く思いを寄せ、平和を願う多くの県民の声に真剣に真摯に耳を傾け、良識と良心を発揮されることを強く願ひ、賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

意見書案第4号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。（拍手）

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時49分散会